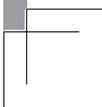
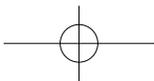
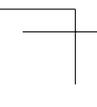
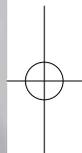
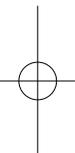
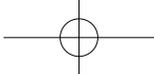


Ⅱ 宇都宮の水道の歴史



II 宇都宮の水道の歴史

第1章

創設期の水道



配水池地鎮祭

戸祭配水場で行われた地鎮祭(大正2年:『宇都宮市水道誌』)

表1-1 県下伝染病の患者数・死亡数

年 代	患者数	死亡数	備 考
明治12(1879)年	784	436	コレラ
明治15(1882)年	2,274	933	コレラ
明治19(1886)年	559	—	コレラ
明治20(1887)年	333	96	六種伝染病(1月～6月、腸チフス255)
明治21(1888)年	1,489	311	六種伝染病(腸・発疹チフス1,397)
明治22(1889)年	1,039	—	六種伝染病
明治23(1890)年	159	106	コレラ
明治25(1892)年	1,965	590	六種伝染病
明治26(1893)年	1,506	320	六種伝染病
明治29(1896)年	647	167	赤痢
明治30(1897)年	1,321	338	赤痢

注1：『栃木新聞』『下野新聞』より作成
 注2：六種伝染病とはコレラ、腸・発疹チフス、赤痢、ジフテリア、痘瘡

ることは困難で、下町ではより顕著であった。古来「宇都宮の七水^{しちすい}」と称され名勝とされたことは、反面いかに清水の乏しかったかを物語っている。下町の飲料水について、紙上では「当宇都の宮市街の水質のわるいことハ今始りたる事でもないが、下町通りの如きハ恰も赤土を投込で攪乱たる如く、真赤な泥水なり。之を飲料に充てたらんにハ忽ち健康を害すべしと心配仕候」(明治17年6月17日『下野新聞』)と報じ、宇都宮の地質は粘土質で水分の新陳代謝^{うまや かわや}が不十分で、有機物や厩・廁などから浸透する有害物を含むことにより不良水となっ



図1-2 水屋(大正4年9月1日『下野新聞』)

ていると言う。下町民に清水を供給したのが水屋^{みずや}である(図1-2)。その起源は明治14(1881)年8月2日、明治天皇の北海道・東北巡幸の折り、行在所^{あんざいしょ}となった鈴木久右衛門宅で御

料水^{りょうすい}として、中河原町^{なかがわらまち}の出雲神社境内の鳥居小八郎の井水を用いたことによる。当時は自家用に留まっていたが、同17年7月から担い桶で売るようになり、ついで水槽で運び販売するようになった。

明治12(1879)年、同15年、同19(1886)年はコレラが全国的に蔓延^{まんえん}し、特に同12年と同19年に10万人を超える死者が出た。同12年の流行に際し、宇都宮では「川村製糸場でも此騒で昨今役婦一人もなし」(明治12年9月10日『栃木新聞』)と工場閉鎖に追い込まれた。コレラの他には、飲料水と密接な関係にある腸チフス・赤痢、ジフテリアなどの伝染病も発生した。同18(1885)年5月2日『下野新聞』の論説「飲料水の注意」は、「飲料水の選はざるへからさること及飲料水の宜しからさるかために発する処の害毒は、我輩の嘗つて論せし如く慢性病の基ひにして、慢性の下痢其他の胃腸病貧血敗血瘰癧等は皆悪水を飲料とせし結果ならさるはなし。此故に此等の病患者多き土地を穿鑿せは、飲料水の宜しからさることを発見す」と述べている。土地の卑湿^{ひしつ}と井泉の不良は伝染病を蔓延させ、宇都宮の住民の衛生上重大なことであった。

さらに、宇都宮の住民に火災の恐怖が襲いかかる。水量豊富な田川や新川は東部と西部に流れ、中央部を貫流する釜川は水量が乏しく、水車業を営む者が堰^{せき}を造成し生計を維持するも、時として豪雨季には川が氾濫し家屋が浸水し道路に溢れ出た。一方、渇水期にひとたび火災が発生すれば、罹災^{りさい}地域が拡大し被害を大きくする。同19年1月21日、馬場町より出火し、全焼が馬場町50戸・鉄砲町1戸、半焼が馬場町2戸・鉄砲町1戸、消防のための全壊が鉄砲町1戸という大惨事に

陥った。この馬場町の大火に際し、数台の消火用ポンプも水利不便により使用できず、家屋などの焼尽を傍観する有様であった(明治19年1月22日『下野新聞』)。

有志による通水・水道布設計画

明治11(1878)年2月、最初の水道布設計画は、馬場町の中里千族(旧派歌人)、常世喜平、猪瀬権三郎らによって唱えられ、中里・常世両名からなる水道布設方法書が下町戸長役場に提出された。また、世論の喚起に努めるかたわら、河内郡長森岡真に要望書を提出し、水道布設の実施を迫ったが、時期尚早との理由で採択を得ることは出来なかった。ついで、同17(1884)年11月ごろ、東京の大倉組が起工を計画し、その後、翌18年2月ごろ、本県土木請負人の吉田金之介、大村仙太郎らが布設を計画したが、いずれも実現しなかった。

同19年3月、清住町の菊地九平、馬場町の高橋銀蔵、戸祭村の石塚喜一郎ら有志が発起人となり、河内郡宝木村字二郎塚清水溜に築堤し、同所より官有原野へ新堀を開削し既設溝渠の水量を増やし、戸祭村字野白より同村地内の松原を経て、清住町から馬場町まで従来の街路両側の溝渠へ通水する計画を立てた。水路関係の村々の承諾を得たが、費用約500円の支弁の方法に突き当たり、戸長に相談するも解決せず頓挫した。

同19年5月19日、四条町の福田治一郎を発起人として、馬場町の戸田三男、杉原町の田中正太郎、上下町両戸長の賛助を得て、各町民総代25名の連署からなる水道布設請願書が飲料井泉分析表・水道水源及び布設略図・工事仕様書などを添えて河内郡長川村伝

蔵に提出された。水道布設計画の概要は次のようである(明治19年6月9日『下野新聞』、以下は記事の要約)。

水源は河内郡中徳次郎宿の東南を環流する大谷川の支流にもとめ、同郡下金井村へ新たに用水溝4千間余をうがち、同郡野沢村の弁天池(沼)に通して、同池泉と合わせて近傍の田地の灌漑に供し、弁天池と清住町までおよそ一里余の間に松の伏樋を埋めて水路とする。樋口の清住町から本郷町を経て、塙田の県庁前通りと小伝馬町より泉町尾上町通りと伝馬町池上町の大通りに三筋の樋道を設けて流下させ、伝馬町と小伝馬町筋の二線は杉原町に至り合流して一つの幹線となり、下町一帯に分流する。一方、塙田の一線は県庁前通りより明神山の北裏を通過し、小田町を経て幹線に合流し下町一帯を周流して、小袋町より流末を田川へ注ぎ落とす。

この請願書を受理した河内郡役所は、経費及び支弁などに関して精密に調査し上申するよう達した。これに対して、請願者は布設費総計2万5,500円余を借入金で支弁し、3等級からなる戸数割で賦課徴収の上、10年間で償還すると答申し、工事の着手が期待されたが却下となった。しかし、これを契機に新聞が世論の喚起に重要な役割を果たすようになり、投書・論説などに水道布設の必要性を説く記事が掲載された。

水道条例と水道布設問題

明治22(1889)年4月1日、町村制の施行に伴い、上町・下町を中心に近隣の築瀬・

しゅくこう いまいずみ はなわだ しもとまつり にしはらむら
宿郷・今泉・塙田・下戸祭・西原村を加えて宇都宮町が成立した。また、同23(1890)年2月12日には、水道条例が公布された。次にその条例の一部を掲げる(『応用 水道新書』)。

第一条 水道トハ市町村ノ住民ノ需用ニ応シ、給水ノ目的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ、水道用地トハ水源地、貯水池、濾水場、唧水場、及水道線路ニ要スル地ヲ云フ。

第二条 水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非ラサレハ、之レヲ布設スルコトヲ得ス。

第三条 市町村ニ於テ水道ヲ布設セントスルトキハ、其目論見書ニ左ノ事項ヲ詳記シ、地方長官ヲ経テ内務大臣ノ認可ヲ受ク可シ。

第一、水道事務所ノ所在地

第二、水源ノ位置河川池湖又ハ堀井ノ別其周囲ノ概況及其水量ノ概算但図面及水質ノ分析表ヲ添フベシ。

第三、水道線路及水道線路ニ沿フタル地名、貯水池、濾水場、唧水場ノ位置但図面ヲ添フベシ。

第四、給水ノ区域其人口及其一人一日ニ対スル平均給水量

第五、人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等ニ対スル給水量増加ノ見込。

第六、水圧ノ概算

第七、工事方法

第八、起工並ニ竣功期限

第九、工費ノ総額其収入支出ノ方法及其予算

第十、水量ノ等級価格水料徴収ノ方法及

経費収支ノ概算

第四条 内務大臣ハ前条ノ図面書類ヲ審査シ、不都合ナシト認ムルトキハ水道布設ノ認可状ヲ与フベシ。(後略)

この条例は16カ条からなり、水道の定義が明記され、水道布設は市町村の公費によること、内務大臣が認可することなどが規定された。こうした状況の下、同24(1891)年3月、初代町長矢島中は町会を招集し、水道布設の可否を諮問した。町会はこの賛成し、須田享三・間宮清十郎・原政明を委員に選出した。町当局と委員は水源予定地の河内郡国本村字野沢の弁天沼を調査し、水道既設地の横浜や秦野を視察した。8月27日、町長は再度町会を招集し、町会は水道布設調査費として300円の支出を可決した。翌25(1892)年1月31日、町長は水源地は弁天沼とし、陶管による工費5万円の水道布設案を提出し、3月12日、町会是一部修正し布設案を可決した。ここに水道布設は軌道に乗るかに見えた。

しかし、土地卑湿と井泉の不良なる下町を中心に布設反対、延期の世論が沸騰し、同25年4月17日、手塚藤平・橋本常助・田中千代吉ら24名の有志は、2,800名の総代として水道布設延期の陳情書を町会議長に提出した。5月9日には、扇町の水道中止同盟会古口長蔵ほか3,200余名の戸主からなる連署を以て、布設中止の懇情書が町長に提出された。また、水道中止同盟会は河内郡長那須均、県知事折田平内にも陳情書を提出し、活発な反対運動を展開した。これらの陳情書によると、延期・反対の根拠は宇都宮町民の財

力不足の今日、早急に5万円の町債による水道布設を執行すべきでないというのが趣旨である。

一方、布設断行を唱える者は、同志を糾合し水道布設の必要性を説き、町長・郡長・県知事への陳情運動を展開した。こうして町の世論は中止派と断行派に二分され、両者の対立は次第に激しさを増していった。県当局もこの事態を看過できず、県参事官小山満峻と河内郡長が仲裁調停に当たり、布設は延期しあわせて水道中止同盟会も解散することで事態は収束した。これを受けて、町長は「当時内外急施ヲ要スヘキ事務夥多ナルト、本年十月二在テハ陸軍大演習ヲ挙行セラレ且主上ノ御臨幸二有之」（田中次郎家文書〈栃木県立文書館寄託〉）との理由で、町会に提案した「水道布設延期ノ件」は可決され、水道布設問題はようやく沈静化した。

2 宇都宮の都市化と水道

宇都宮の変貌と水道

明治16(1883)年11月14日の『栃木新聞』は、「県庁移転の風説ハ時期病なるにや、昨年の此頃も取り取りの噂ありて、一時大騒ありしハ世の知る所なるか、又も昨今ハ頻りに県庁の移転も近々の内にあり等との巷説あれとも、信偽ハ如何のものにや知る能ハず」と報じ、12月24日には「去ハ其設置場所ハ下町か将た上町熱木町か分らざるも、便利好き上町ならんといひ殊に下町にてハ水害の恐れもあれバ果して上町なるべしなど風評せり」と記している。しかし、県庁の移転は単なる噂や風評ではなかったのである。

同17年1月24日の官令で、県令三島通庸は栃木県を宇都宮県と改称し、移転までは元栃木県庁において事務を取り扱うとした。なお、2月1日の官令で、宇都宮県と改称することは取り消された。結局、新県庁の竣工までの仮庁舎は河内郡役所を使用することになり、2月25日より執務を開始し、その後、仮県庁は西原町の安養寺に移された。新県庁舎の建設が二里山に決定し、ついで師範学校・中等学校・監獄(刑務所)などの移転に伴い、街路の整理拡張が急務とされた。4月9日、新県庁舎の工事を着手し、10月22日に開庁式が挙行された。県庁の新築と併行して道路の拡張工事が行われた。「土木県令」の名をほしいままにした三島通庸は、強引な方法で裏通りであった馬場町・相生町・千手町・大工町などを池上町から直通させ、道幅を拡張し小袋町の宝蔵寺境内を通り、停車場予定地に貫通させた。同21年1月8日、県庁は焼失し、同22年3月に再建された。これらにより宇都宮町の景観は一変し、宇都宮は名実とともに県都になった。

また、宇都宮を変容させた要因の一つに鉄道がある。日本鉄道会社による大宮・宇都宮間の着工が認可されたのは、明治17年12月17日である。同18年4月中旬には石橋駅まで布設が完了しているので、宇都宮地内の線路工事はこのころから急速に進行したようである。布設の進捗により、ようやく宇都宮町民にとって鉄道の開通が身近なものとして意識された。5月15日の『下野新聞』の寄書を要約すれば、宇都宮の繁栄は商業によるものであり、鉄道は商圈を破壊し、鉄道の開設により商況が不安定になり、加えて東京の商圈は拡大するが地元商圈の拡大にはつながら

ないという悲観的なものであった。これは宇都宮町民のうちもっとも鉄道布設に関心のある運送業者や商業関係者の立場を代弁するものである。このことは駅が町の中心である馬場町から遠く離れた川向町に決まった経緯からもうなずける。

しかし、7月16日、大宮—宇都宮間が開通し、東京—宇都宮間の時間距離を短縮させ、安全で確実な貨物と旅客の輸送を約束し、とりわけ宇都宮の発展に寄与したのである。なお、日本鉄道日光線は、同23年6月1日に宇都宮—今市間、8月1日には今市—日光間が開通し、全線開業となった。

新聞は、県庁の移転や鉄道の開通などによって宇都宮の変貌した様子を「近時—の勢力あり。一面には宇都宮を破壊しつゝあり。又一面には宇都宮を建設しつゝあり。勢力とは何ぞや。汽車即是なり。(中略)池上伝馬十年前の池上伝馬にあらず。馬場宮嶋十年前の馬場宮嶋

にあらず。頃日静かに市街の光景を觀察し退て十年前の宇都宮に比照するときは、其変遷起伏意想の外に出つるものあり。十年前に於て宿駅たりし宇都宮は今や將に市街的宇都宮たらんとす」(明治27年2月13日『下野新聞』)と伝えている。

同27(1894)年5月、水道布設に先駆的役割をはたした中里千族、猪瀬権三郎らは、水道布設趣意書を町民に配布し布設運動を再開した。水道布設は、変貌した「市街的宇都宮」にとって急務であり、水道完成後の利益10項目を列挙し、約1,000人の賛同を得た。翌28(1895)年5月、水道布設の実施を町長に請願したが、前年8月に日清戦争が勃発し、実施には至らなかった。

同29(1896)年4月1日、宇都宮町に市制が施行され、宇都宮市が誕生した。初代市長に矢島中が就任した。中河原町の町役場を市役所とし、8月1日から事務を開始した。発



図1-3 明治30年代の宇都宮市街地(個人蔵)

足当初の戸数は6,691戸、人口は3万5,233人であった。日清戦争後は、政府が軍備拡張、地租増徴、増税などの戦後経営を日露戦争まで続け、本市の膨張発展に伴い水道布設が衛生・防火上において緊急の課題となったが、財源の確保が困難となり本格的な計画は日露戦争後に先送りされた。

水源地と水道布設案

明治39(1906)年1月17日、宇都宮市長本多鐮吉は、「水道臨時委員設置規程」を市会に提案し、市会はこれを可決し、市参事会員1名、市会議員7名の水道臨時委員を選出した。これにより水道布設に関し、水源地その他の事項を調査することになった。同年2月以降、水道調査委員会が再三招集され、同40(1907)年度の歳出予算中に水道調査費として3,125円が計上された。同40年3月28日、水道調査委員会は、工学士吉原重長に水道布設諸般の調査を囑託し、さらに、県知事中山巳代蔵の承認のもと、県衛生試験場技師牧山駒之助に水源地の水質調査を依頼した。

先ず、国本村字野沢の弁天沼の水量と水質の検査を実施したが、結果は弁天沼のみでは市全体の供給は不可能であり、水質も不良とのことであった。ついで大谷川下流の河内郡大沢村字針貝地内が新たな水源地候補地となり、測量と水質検査を実施した。しかし、この地も水質は良好ではあるが、農村の人家付近を貫流するため汚物の流出の恐れがあり、渇水時には水量の3分の1を減らす恐れがあり、加えて土地の高低差がないとの理由で変更を余儀なくされた。

河水式による水道は、高低差を利用して送

水することになるから、当然河川の上流に水源地をもとめることになる。同41(1908)年6月7日、水源は大谷川からの分水と決定し、その候補地の調査が進められ、同年12月20・22日、翌42(1909)年5月2日の水質検査により、上都賀郡今市町大字瀬川字上原かみつがくんいまいちまちせがわの今市用水第一分岐点と確定した。渇水期には中禅寺湖より補水することにした。この間、同41年3月3日招集の市会は、市長の提出した「宇都宮市水道部職制定員及俸給規則」を原案どおり可決した。

その後、水道条例の規定にもとづき、水道布設目論見書(図1-4)および経費財政計画が完成した。この目論見書によれば、水道事務所を旭町1丁目の市役所内に置き、水源は中禅寺湖で、大谷川より分水する今市用水より引き入れ、大字瀬川地内の取水場を基点とし

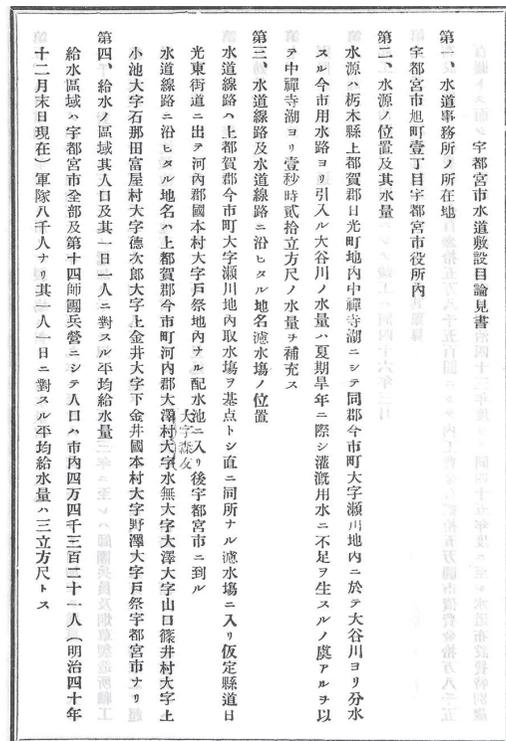


図1-4 「宇都宮市水道敷設目論見書」(篠崎昌平家文書：栃木県立文書館寄託)

同所の^{ろすいじょう}濾水場に入り、日光東街道(日光街道)にて、国本村大字戸祭地内の配水池に入り、宇都宮市全域及び第十四師団兵営に給水する。起工は同45(1912)年4月で、竣工は同49(1916)年3月の予定である。

同42年5月、水道調査委員会は、これを了承し市長と市参事会に報告した。同42年6月7日、市会が招集され、翌6月8日、市長と助役齋田八次郎は水道布設について提案理由を説明した。助役は水道布設の必要性を述べたのち、布設工費について次のように説明した。

宇都宮の人口増加の割合は、既往の統計によれば1,000人に対し33人で、10年後には師団兵員と煙草製造所の職工などを加えると8万人に達する。従って、人口8万人を標準として調査計画した。これに要する布設工費は総額125万円で、その内事業中の市債利子10万8,500円を加えると、総経費は実に135万8,500円を要する。この内国庫補助金31万2,000円、特別補助金15万円、県費補助金25万円の補助を受け、差引残額中、市費繰入金を除いた90万円を起債により支弁し、この水道布設事業を遂行する(『宇都宮市水道誌』)。

この水道布設案は、総額135万8,500円で、そのうち90万円を市債で補うという、市にとって空前絶後の大事業であった。布設案について、議員と助役の間で質疑応答が繰り返され、一週間の休会となった。6月17日、再開された市会では再び質疑応答があり、採決に移り布設案は可決された。ここに水道布設に向けて第一歩を踏み出した。

表1-2 宇都宮市の伝染病患者数・死亡数

年代	患者数	死亡数
明治43(1910)年	121	—
明治44(1911)年	98	21
大正元(1912)年	86	18
大正2(1913)年	69	20
大正3(1914)年	172	28
大正4(1915)年	107	29
大正5(1916)年	85	—
大正6(1917)年	97	—
大正7(1918)年	63	15
大正8(1919)年	189	33

注：『下野新聞』、福田輝家文書(栃木県立文書館寄託)より作成

水道布設延期の再燃

明治42年6月22日、市長は県知事の取り次ぎを求め、内務大臣平田東助に水道布設認可の申請を行った。これと同時に、内務大臣平田東助・大蔵大臣桂太郎に工費125万円の約4分の1に当たる31万2,000円の国庫補助金下付の申請書を提出した。翌6月23日には、陸軍大臣寺内正毅に特別補助金15万円の下付を申請し、第十四師団長鮫島重雄などに協力を求め、陸軍省経理局長には師団兵営まで給水するには工費15万円を要する旨の説明書を送付した。一方、6月29日には、宇都宮商業会議所会頭上野松次郎に照会状を送り、水道布設について協力を求めた。さらに、9月10日、県知事に対して工費の5分の1に当たる25万円の県費補助金の下付を申請した。

市当局が国・県と陸軍省への補助金下付の申請に多忙を極めた時期に再び布設延期論が沸騰した。同42年9月10日、神谷温作外3,475名は、連署を以て7カ年間の延期を求める請願書を市長・県知事・内務大臣に提出した(図1-5)。その要旨は、市民は水道布設事業の負担に堪えられず、日々物価・地代・家賃が高騰し生活困難となり、当面は生産業

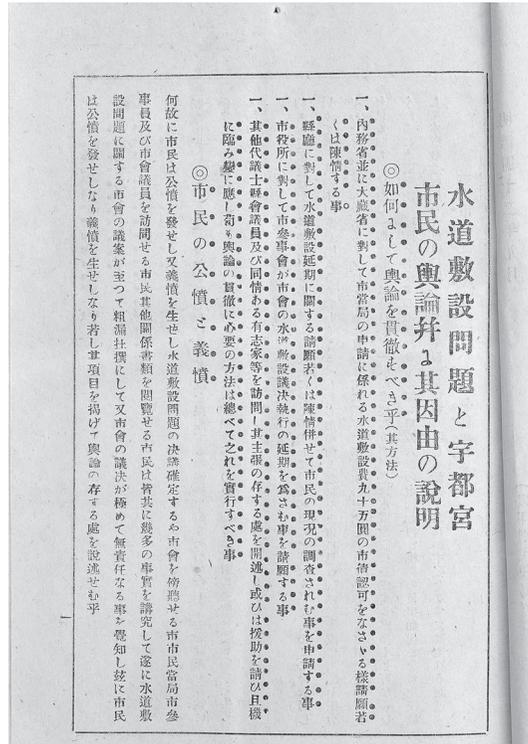
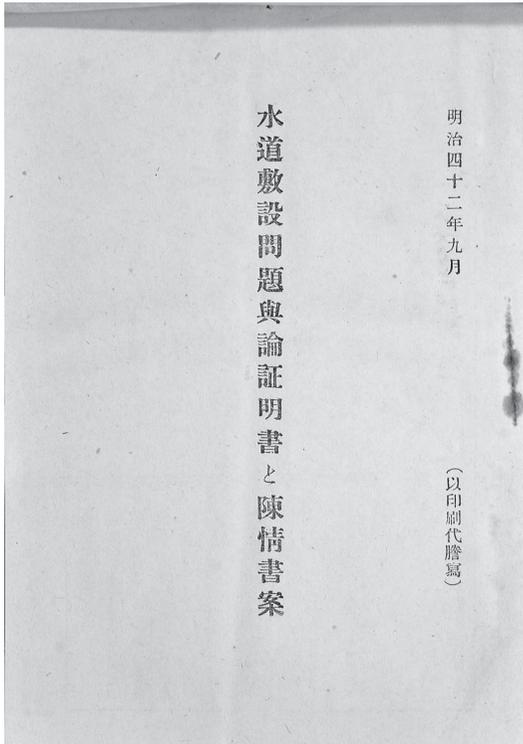


図1-5 水道敷設問題世論証明書と陳情書案(篠崎昌平家文書：栃木県立文書館寄託)

などの奨励によって市民の財力を充実させ、人口の増加を図るのが急務であるとした。

この延期請願運動は翌年にかけて益々活発化し、同43(1910)年4月26日、大寛町^{だいかんちょう}の水道事業研究所主宰の松木敬三は『宇都宮市水道事業 新彗星』を発行した。その内容は「本多君・齋田君宛進言書写」、「己人感想録(趣意書一、趣意書二)」、「吾人の所信、研究材料の蒐集」など多岐にわたるが、「本多君・齋田君宛進言書写」には市当局案よりも低い負担で水道布設が可能であるとして、河川利用の水道^{さくせん}にかわる鑿泉案が提起されている。

ついで、同43年6月10日、神谷温作・古口長蔵ら67名の連署により水道布設延期請願書が市長・県知事・内務大臣に提出された。この請願書は、不景気のもとでは、市民

は多額の市債負担に堪えられないこと、営業税の軽減や地租の軽減を要求しているように、市民が諸税負担に困窮していることなどをあげている。一方、補助金の下付を要請された政府は財政上の理由から、また、県は政府の布設認可後でも遅くないと難色を示し、さらに、陸軍から兵營の給水装置は独自に設置するとの返答があり、早急に補助金の下付は望めなくなった。

明治43年度から着手予定の水道布設工事は、予定どおりの起工は困難となり、先に市会で決議した水道布設案の修正を余儀なくされた。起工は同44年4月、竣工は同47(1914)年3月とし、予算額は129万2,544円とし、これに伴う諸案件にも修正を加えた。修正案は市参事会の審査を経て、同43年7月6日

招集の市会に提出され、採決の結果原案どおり可決された。翌7月7日、助役は上京し、再度内務大臣に水道布設認可を申請した。同時に27万5,000円の国庫補助を内務・大蔵大臣に申請し、10万円の特別補助を陸軍大臣に申請した。8月4日には市長と市会議長も上京し、内務省に水道事業の補助を陳情した。さらに、9月8日、22万円の県費補助を申請した。しかし、こうした申請や陳情にも拘わらず、水道布設や補助金下付は認可されず同44(1911)年を迎えた。

水道布設案件の決議

明治44年2月2日、松木敬三は鑿泉案の方が衛生上、経済上有利であると説き、その調査研究に関する進言書を市長に提出し、ついで2月19日、神谷温作ら13名は鑿泉式水道布設案を策定し、進言書を市長に提出した。布設の認可、補助の許可が得られないこと、新たに鑿泉式が提唱された折り、6月26日、市会が招集され、水道布設の件(変更)、水道使用条例、鑿泉式水道調査の建議案などが賛成多数で可決された。この決議を受けて、6月28日、再び布設認可を内務大臣へ、国庫補助を内務・大蔵大臣へ、特別補助を陸軍大臣へそれぞれ申請し、8月15日には県費補助を県知事に申請した。また、9月25日、市会は国庫補助を従来の27万5,000円から30万に増額する件と市債償還方法の修正案について審議し、賛成多数で可決した。その後、同年11月9日の市会では、水道臨時委員設置規程の改正案を修正可決し、委員を1名増加し9名とした。一方、水道調査委員会に付託された鑿泉式水道については、同委員会が調査した結果、鑿泉式水道

のみでは不十分であり、掘削した後でないとか良水か否かは不明であり、本市の場合は不適當であるとした。

同年12月8日、県会に補助費22万円の継続支出の件が提案されたが、すでに県参事会で否決されていたこともあり、県会でも否決された。これについて、新聞は「市は断々乎として其所信を貫徹するを利益とすべく、只だ最も容易なりと信じたる陸軍省の補助費未だ五里霧中にある状況なれば、同方面丈聊か心痛すべきかなれども、同省とて師団在地たる宇都宮をして最も必要なる事業なるを確認し、県会とて又同様の場合なるが故に、何れにせよ四十五年度より着手するを以て最善の手段方法とすべし」(明治44年12月15日『下野新聞』)と報じている。ちなみに陸軍省からの特別補助金10万円はその後下付されなかった。

明治45年になると補助金問題はようやく好転に向かう。1月9日、内務省の国庫補助金総額16万円のうち本市は2万と決定した。また、本市の水道補助割は総額30万円で、各年度割は45年度2万円、46年度3万円、47年度から51年度まで各5万円と決定した(明治45年1月22日『下野新聞』)。そして、2月9日、県知事岡田文次は、市が市水道事業準備のため、上都賀郡日光・今市町、河内郡豊岡・大沢・篠井・富屋・国本・城山・豊郷・姿川・横川村、宇都宮市に立ち入り測量することを許可した(明治45年2月10日『下野新聞』)。大正元年10月30日、ついに内務大臣原敬より水道布設が認可され、国庫補助30万円が年度割で支給されることになった。一方、県費補助は11月8日招集の県会に岡田文次知事より提案され、市当局、市参事会員、市会議員などの奔走もあり、12月8日、

採決の結果26対3の賛成多数で可決された。これについて、新聞は「起立二十六名を以て三読会省略、茲に宇都宮市多年の宿題たる水道事業に対する県費補助金二十二万円交付案可決確定せる為、傍聴席にありたる水道関係者等は一齐に拍手を以て該決議を迎へ退散したり」(大正元年12月9日『下野新聞』)と報じている。同2年3月12日、県知事は市会の決議にもとづき、同2年度2万円、同3・4年度各3万円、同5年度4万円、同6・7年各5万円合計22万円の県費補助を指令した。

3 水道布設と関係町村

今市町との協議

つぎに、取水口の今市町と今市用水より下流部において、大谷川の流水を灌漑用水に利用している河内郡大沢・豊岡・篠井村との問題などをどのように解決したかを見てみよう。明治42年7月31日、宇都宮市長本多鎌吉と水道調査委員大村仙助が今市町役場に来庁し今市町長渡辺佐平と会見し、市の水道布設に関し委員会の開催を要求し退庁した。8月1日、市長の要求をいれ、町長と助役安西貞治は早朝出庁し、高橋弥次平・高野留吉・上澤慎一郎ら5名の委員を招集し、5名の委員は再度来庁した市長と大村水道調査委員と会見し数刻協議した。

同8月10日、市長と大村水道調査委員は吉原重長技師を伴い今市町役場を訪問した。同時に招集された町会議員21名が立ち会い、町長・助役とともに会談した。この日、町会は先の5名を含む14名の委員を選出し、委員は次の協議事項を市側に提示した。

協議事項

- 一、本町用水路灌漑其他使用上、不足セサル様充分ナル工事ヲ施シ使用スヘキ事。
 - 一、中宮祠湖水隧道工事ハ完全ニシ、補充水ノ設備ヲ為スコト。
 - 一、用水引入口元堰ヨリ鉄管引入口迄、将来市ニ於テ修繕費用ノ全部負担スヘキコト。
 - 一、水道用水使用权ヲ協定ノ上承諾スト雖トモ、万一当町用水ニ不足ノ場合ハ何時タリトモ、引入口ヲ閉鎖スルコト。
 - 一、右水道鉄管ハ今市町街路中央ニ布設スルモノニ付、便宜上防火栓ヲ設ケ火災等ノ場合ハ使用权ヲ得セシムルコト。
 - 一、大谷川下流沿岸ノ関係町村ヘハ宇都宮市起工者ヨリ示談ヲ遂ク可キ事。
 - 一、引入口ノ工事ハ水害ノ憂ナキ様、充分ナル工事ヲ施スコト。
 - 一、湖水隧道補充水設計以下、水道ニ関スル設計書及地図壱通ハ契約ト共ニ添付スル事。
- (「宇都宮市今市町 水道関係綴」今市市文書)

市長は上記の協議事項を参考として受け入れ、ひとまず帰宮した。協議事項を見ると、今市町はこの段階で既に市の用水使用を承諾していたことがわかる。9月2日、市の水道調査委員が出張し、今市町の委員11名と協議したが進展はなかったようである。その後、今市町との交渉は一時中断する。それは先述したように、市当局は布設延期の再燃に苦慮し、また、布設認可や補助金の下付などに奔走していたからである。

同44年12月5日、市の水道布設について、市の助役齋田八次郎と市会議長齋藤太兵衛のほか市議員青木仁平・鈴木源十郎ら6名が出張し、今市町の委員9名も招集され協議会が開かれたが、今回もさしたる進展はなかった。12月11日の午後、同42年8月10日に出された協議事項について審議を開始したが、市側から前回の委員で欠席する者があり、改めて期日を定め協議したい旨を申し出た。一方、今市側の要求は1万円を寄贈してほしい旨を提示し、次回の協議は追って定めることとし散会した。

大正2(1913)年3月18日、市助役、水道布設事業委員・市議員・名誉職参事会員の各1名が出張し、今市町から町長ほか13名の委員が出席し協議を再開した。この協議では、8月10日の協議事項について逐一審議した。その結果、第4項は表現が不穏当なので修正すること、第5項は不可能なので再考すること、市としては報償金の額を大幅に譲歩してもらいたい旨、再度協議することとし帰宮した(『宇都宮市今市町 水道関係綴』今市市文書)。報償金の額については、次の経緯により決定したという。

同2年5月ころ、今市町と用水使用に関する交渉を開始した。町当局は用水使用の代償として、今市町を市水道給水区域に編入し、消火栓と共用栓を建設し永久にわたり無料給水を要望した。そこで、内務省の意向をもとめたところ、給水区域の編入は相当の理由があれば支障ないが、無料給水は絶対に不可との指示であった。その旨今市町に回答すると、町当局は有料給水でも可との意思を表示した。その工費を調査すると、約9,500円を要し、市としては1万円の投資となり、償還す

る財源を有しており応諾する旨回答した。しかし、町会の議論がまとまらず、1万円を要求してきた。市は予算もなく拒絶したが、再三の要求により市は報償金として5,000円の支出を提議した。その後、交渉を繰り返した結果、今市町の要求額1万円と市の応諾額5,000円との差を折衷して、7,500円を市より今市町に提供することになった(「栃木宇都宮上水 三」宇都宮市 上下水道局所蔵文書)。

こうして、5月17日、用水使用に関する協定がまとまり、「用水使用に関する契約」に市長と今市町長ほか町会議員・区長・区長代理あわせて26名が署名捺印した。さらに、8月19日、宇都宮市長と今市町長が「用水使用に関する契約」に署名捺印した。この契約は7カ条からなり、条文の要旨は今市町は宇都宮市上水道に要する水量を今市用水路より口径18吋(457mm)水管で、永久に市が引用することを承諾し(第1条)、市は取水の報償として金7,500円を今市町に交付する(第2条)、市は大谷川沿岸の灌漑用水不足補充のため、中禅寺湖を利用またはその他の方法で補水設備をなすこと(第3条)、市は在来の流量を減らさない為または引水の為設けた工作物が破損した時は、市は自費で修繕し又は必要な予防設備をなすこと(第5条)などである。なお、報償金7,500円の用途は今市町教育基金に2,500円、今市町大字今市・瀬川・吉沢・瀬尾・土沢・室瀬・千本木・平ヶ崎への配当金に5,000円を充てた。

3カ村との協議

本市計画の水道布設工事が近く着手されることを関知した河内郡豊岡・大沢・篠井3カ

村民は、市水道に大谷川の流水を引用することについて、同地方の灌漑用水が欠乏することを憂い再三集会を重ねた。その結果、陳情(交渉)委員を選定し市と交渉することになった。明治45年2月7日、川村重次郎・増淵元吉・和田秀廣ら11名の委員は、宇都宮に出向き市長と会見し設計書を閲覧したのち、馬場町中忠旅館に宿泊し協議を凝らした結果、次の5カ条について市に保障をもとめることになった。

- 1、現設計たる一秒時間五、六立方尺の水を引用し、将来引用水量を増加せざること。
- 2、渴水補給たる中宮祠の貯水工事を先にすること。
- 3、中宮祠の貯水工事が設計に示す効力を有せざる時は、水道布設を中止すること。
- 4、三ヶ村関係住民の必要と認むる時は、中宮祠の水門口を自由に開放する権利を留保すること。
- 5、以上の規約に背き又は現設計以外の工事をなし、関係村民に損害を与へたる時は、市は其損害を賠償すること。

(明治45年2月10日『下野新聞』)

翌2月8日、11名の委員は市役所に出頭し、時あたかも市会開会中であつたので、齋田助役、小林一課長、篠崎安平・大村水道調査委員と会見した。市当局はとくと協議の上回答することを約束した。11名の委員はその旨を了承し、直ちに県庁に赴き堀田内務部長と面会し、同文の陳情書を提出した。その際、市と3カ村との協約が締結されない時は

水道布設を許可しないことを陳情し、同夜一同帰村した(明治45年2月10日『下野新聞』)。

市と3カ村との補償交渉は、両者意見を異にし未解決のままであつた。大正2年5月17日、今市町と市との「用水使用に関する契約」がまとまり、これを機会に3カ村代表者は、5月18日に大沢村字針貝に会同し、市に対する交渉案件を協議した。これとは別に、5月22日、市長と豊岡村用水堰組の代表者2名、大沢村用水堰の代表者6名、篠井村の水利関係人の代表者10名は、「取水設備に関する協約書」を締結した。協約書の内容は、市は今市用水路より口径18吋水管で引き入れ、大谷川本流に取水設備を設けない事(第1条)、市は灌漑用水不足の補充のため、中禅寺湖を使用し補水設備を造る事(第2条)、前条の補水工事又は引水の為設けた工作物が破損した時は、市は自費で修繕し又は必要な予防設備を造る事(第3条)、市は3カ村の用水引入堰の営繕費として一時金3,600円を交付する事(第4条)、市が将来18吋の導水管を拡大もしくは引入管を増設する場合は更に協議する事(第5条)の5カ条である。

第4条の金3,600円を交付することになった経緯は次のようである。最初、大谷川下流沿岸の3カ村水利関係者は、市水道が大谷川から取水する結果、用水不足となり新たに用水路を設置する費用として、その工費3万3,000円の4分の1に当たる金8,100円を市に要求した。その後、再三折衝^{せつしょう}を重ねた結果、用水引入口の営繕費として、各村に1,200円ずつ合計金3,600円を交付することになった(「栃木 宇都宮上水 三」宇都宮市上下水道局所蔵文書)。

一方、5月22日、3カ村の村長と委員9名は、市役所に出向き市長・助役・水道技師西出辰次郎に会見を求め、今市町への報償金提供の件と中禅寺湖からの補水の内容について質問した。上記の協約書のうち第4条を除いた4カ条からなる協約の締結を市側に迫った。市長は来る30日までに市会の決議を経て、回答すると明言するも、3カ村代表者は、「今市町が下流関係者に何等の内交渉も遂げず、勝手に水利権を附与せるを徳義に反せる所為なりとし、今市町に対し抗議を申込まん」(大正2年5月23日『下野新聞』)と憤慨し即日帰郷した。

6月2日、市会は市長提案の「上水道取水設備に関する協約」(図1-6参照)を可決した。この協約は5カ条からなり、3カ村代表者が市側に締結を迫った協約とほぼ同じであるが、用水引入堰の営繕に要する費用として3カ村に対し一時金600円を交付するとの条文が新たに加えられている。市長は市会の決議に基づき、本契約を締結しようとしたが、関係村民の中から

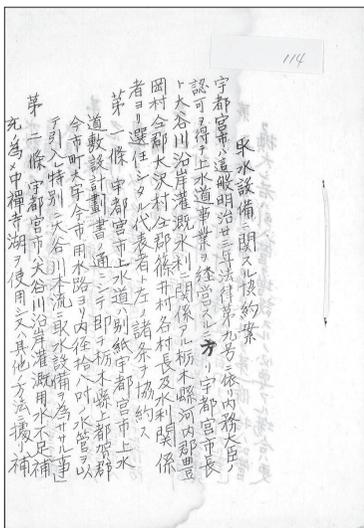


図1-6 「取水設備ニ関スル協約案」(篠崎昌平家文書：栃木県立文書館寄託)

異議を唱える者が出て交渉は難航した。そこで、8月25日、河内郡長は監督の必要上、関係村長を郡役所に招集しその経過を聴取した。すると、

篠井村では村会の決議を経ず、村長の独断によるものであったことが明らかになり、村長が交代する事態となった。新聞はこうした状況を「村長更任と共に市水道に対する意見区々となり、且つ現村長の行動に対し邪魔をこねるより同村長は今回連盟村と提携を絶つに至りたれば、大沢豊岡両村長及委員数名は十六日午後本多市長を訪ひ最後の交渉を為たるが、市当局に於ては既に今市町に対し七千五百円を提供して今市用水の水利権を得たれば、今は何等痛痒を感じざるものゝ如く、漸く強硬の態度を示すに至れる由」(大正3年1月17日『下野新聞』)と報じている。

日光町の立場

明治18年7月16日、日本鉄道大宮一宇都宮間が開業すると、上野一宇都宮間の所要時間は急速に短縮されて3時間余となり、日光の避暑地・観光地としての発展をうながした。当時の新聞は、「第二区鉄道線路の開通せしより未だ一週間を過ぎざるうちに、東京より日光へ避暑参詣に来る西洋人其他の客ハ例年よりも甚だ多く、鉢石町の旅店も殊の外繁昌なり」(明治18年7月27日『下野新聞』)と伝えている。日光への来遊者の数は、「十八年ハ内國人四万八千百三十五人にて、外國人五百十三人なりしが、東京宇都宮間の鉄道開通以来一層増加して、昨二十年には内國人六万二千五百四十八人、外國人千百九十九人にまで昂りたり。其盛況思ひ遣らるゝなり」(明治21年5月7日『下野新聞』)と報じられ、その盛況ぶりがうかがえる。こうして日光の観光地としての価値が高まり、日光を訪れる国内外の人々が増加し、宇都宮一日光間の鉄道布設が日程にのぼった。

前述したように、日本鉄道日光線は同23年6月1日に宇都宮—今市間、同23年8月1日には今市—日光間が開通して全線の開業をみた。ちなみに、宇都宮—今市間の開業後の同23年6月中の日光山の拝観人は7,282人で、小西旅館に宿泊したのは2,144人にすぎず、「拝覧人ハ宇都宮今市間鉄道開通以来著しく増加せし、一列車に宇都宮を發し拝覧後終列車にて帰るもの多く、日光今市共小西屋を除くの外一旅亭にして拾人以上の客ありしもの殆んど稀れなり、随つて日光産物の売れ方も大に悪し」(明治23年7月6日『下野新聞』)という状況であった。このように、日光山への拝観人は増加したにも拘わらず、鉄道を利用しての日帰り客も増えたため、日光・今市町の宿泊客はそれほど増えなかったようである。しかし、今市・日光間の開業後の同27年2月には、日光山の参詣人は「昨今追々其数を増し為めに、小西旅店の如きは空室なき程なり。会津屋、紙屋、油屋、神山、大野、古橋等の各旅店何れも賑はしく、一日の宿泊人は凡百二三十名の多きを以て数ふと。ホテルは金谷、新井の二ホテル及日光ホテル会社等なれども、中には経費に追はるゝ向きもあり」(明治27年2月22日『下野新聞』)と報じられ、特に日光町の旅館の活況ぶりを伝えている。

観光地としての地位を不動のものとした日光は、本市の水道布設に対する対応も今市町や3カ村とは自ずと相違するもの当然であった。日光町が市の水道布設に対して危惧したのは、中禪寺湖補水工事であった。つまり、地元^{ちゅうぐうし}中宮祠および日光町民の憂慮したのは、^{ゆうりよ}隧道工事は危険ではないか、湖水量がどれほど減水するかということであった。大正2年2月23日、日光町では町会議員の改選時期

を迎え、種々の問題を捉え「石屋町の某飲食店に大字所野七里野口北和泉山窪の有力者と町の某々等相会し、宇都宮市水道の水源たる中宮祠湖水引用問題に関し、委員を挙げ何か画策する」(大正2年2月25日『下野新聞』)動きが見られた。ついで、湖水を引用して渇水期に補水することに対して、日光町民はこぞって反対し、「隧道を鑿ちて溶岩に加工するは、万一の危険を虞るゝのみならず、湖水面の水量を減ずるのは風致を害すること甚しきを以て、隧道を穿つ設計には絶対に不可なり」(大正3年6月14日『下野新聞』)と氣勢をあげ、開削反対の決議をして委員が陳情書を携え宮内省に陳情した。中禪寺湖補水工事の着手直前にも、日光町民は当該工事は同地の風景を損なうとして、施工認可の取り消しを宮内大臣に陳情した。こうした動きに対して、市の水道事業委員の中には水源地工事は不必要であると唱える者すら出現し、市当局にとっては頭痛の種であった。

また、河内郡豊岡・大沢・篠井3カ村の地主数百名は、今市用水の引用により灌漑用水不足の影響が甚大であるとして、この補水設備費6,000円を本市長に要求した。さらに、瀬川取水口の上流の日光町大字所野は、今市町に交付された報償金から^{せきと}堰止め料若干を要求したが、今市町がこれに応じなかったので、所野地内の用水を堰き止め、一滴の水も漏らさぬように設備をほどこした。そのため、今市用水組合では、洪水ごとに変化する川の流れに向かって長距離の「上げ堰」(堰のかさあげ)を施すことを余儀なくされた(大正3年9月15日『下野新聞』)。

Colum 亀井の水 一宇都宮の名所七水 その1—

^{きよくりょう}旭陵通りから北に曲がって旭中学校方面を行くと、常念寺の向かいに「亀井の水」と称する泉がある。江戸時代、宇都宮には「七水」と称される7つの名水が知られ名所となった。亀井の水は、その七水のひとつに数えられた。現在、他の名水の多くが跡形もなくなり忘れ去られた中で、亀井の水はコンクリート製の池となり、清水も湧き出なくなってしまうはいるが、「亀井の水」と刻んだ標柱が建てられ泉の存在を偲ぶことができる。



亀井の水(下河原町)

「亀井」という一風変わった泉の名は、源義経の家来の亀井六郎にまつわる伝説による。その伝

説とは「源平合戦の後、頼朝と不和になった源義経は、弁慶等の家来を伴い、奥州平泉の藤原氏を頼って落ちて行った。後を追う側室の静御前は、宇都宮に来ると足取りが重くなり、喉の渴きを訴えるようになった。家来の亀井六郎が、一心に祈りながら持っていた槍で地面を突き刺すと清らかな水が湧き出した。お陰で静御前は喉の渴きを癒し、再び奥州平泉に向かって出発することが出来た」という話である。

亀井の水は、もともと自然の湧水である。宇都宮の中心街の地形は田川沿岸に広がる低地、市役所等が乗る台地、裁判所等が乗るより高い台地からなる。亀井の水は台地と台地の境の崖下に湧き出した泉である。

そうした泉に静御前と亀井六郎の伝説が結びつき宇都宮の名所になったのは、ここが江戸時代の初めまで奥州街道に沿う所であったからである。奥州街道は、古代、中世においては、京の都と奥州とを結ぶ付ける道ばかりでなく、宇都宮辺りでは鎌倉と結びつける重要な交通路でもあり、別名「鎌倉街道」とも呼ばれた。

亀井の水については、貞享5(1688)年頃に記された『下野風土記』に「古多橋ノワキナリ、往古ヨリ名水也ト云伝タリ」とある。「古多橋」とは、古代・中世に奥州街道筋に設けられた重要な宿駅であり、亀井の泉の近くにあった。

奥州街道沿いにあり、しかも近くに重要な宿駅古多橋駅を控えた亀井の水。その存在は、奥州街道を行き交う旅人にいやが上にも知られ、かつ、多くの旅人の喉の渴きを癒やしたに相違ない。そうした中、あえて亀井六郎や静御前に関わる話が、この泉の名の由来となったのは、奥州へ落ちのびた義経人気にあやかっただけのものであろうか。

第2節 水道布設工事と給水開始

1 布設工事の諸準備

水道用地の確保

原水源地の中禅寺湖から日光町・今市町・大沢村・富屋村・国本村を経て宇都宮市に至る、延長10数里(40数km)の水道用地の借用や買収の交渉も難問の一つであった。先ず、日光町大字日光字広ヶ作の林と同字幸湖の沼あわせて反別1反1畝(約1100㎡)の隧道敷地、取水口敷地については、明治42年6月30日、御用地拝借願を帝室林野管理局東

京支庁長に提出し、大正3(1914)年2月3日、水道存続期間は無料使用の許可となり、2月5日、市長は請書を提出した。

ついで、中宮祠の日光二荒山神社境内反別7畝10歩(約730㎡)の土砂捨場について、同4年1月11日、神社境内地使用願を同宮司竹間清臣に提出し、2月24日、無料使用が認可された。また、日光町大字日光字歌ヶ浜の輪王寺境内堂地反別3畝3歩(約310㎡)の水門築造並びに水路敷地についても、同4年3月31日、市当局は県知事北川信従に寺院境内地使用許可願を提出し、4月29日、

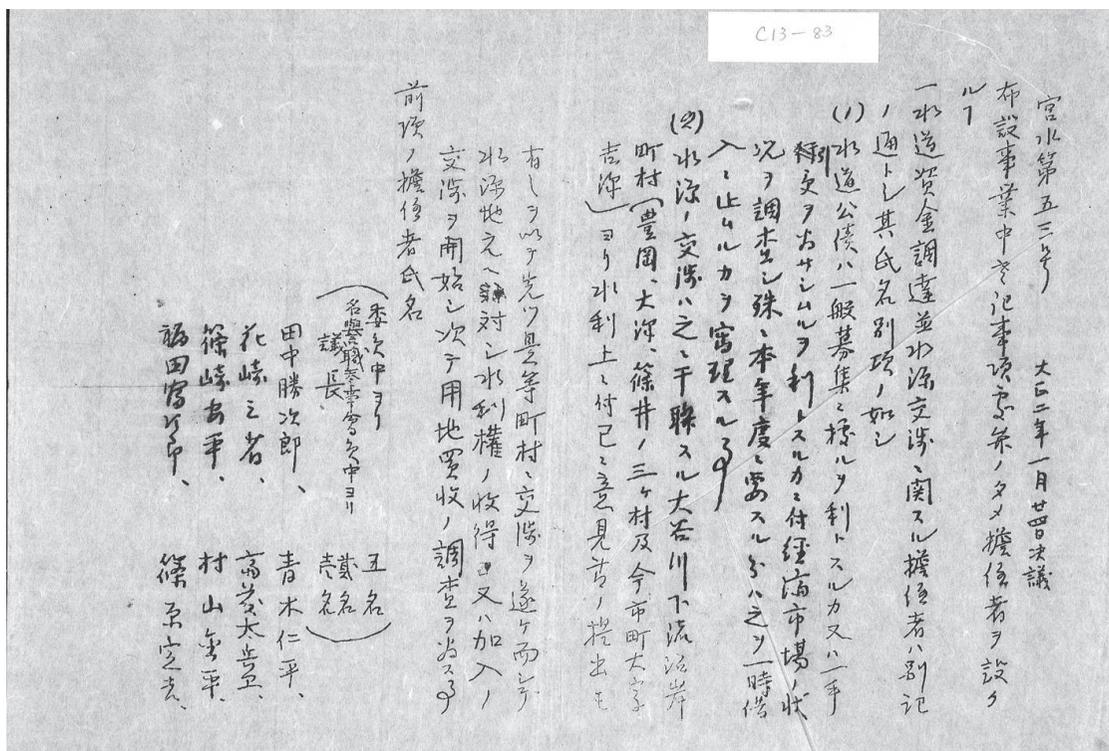


図1-7 「宮水第53号 水道布設事業ノ担任者決定ノ件」(篠崎昌平家文書：栃木県立文書館寄託)

水道存続期間は無料使用が許可された。この許可書には、工事竣工の上はその旨届け出ること、風致^{ふうち}を害しないよう留意すること、使用方法を遵守^{じゅんしゆ}することは勿論、もし使用方法を変更する場合はさらに指揮を受けることの3条件が明記され、さらに8項目からなる「使用方法書」を添えている。

このように御用地・社寺境内地の無料使用は順調に進んだが、今市町・大沢村・富屋村・国本村の民有地の買収は、最も困難をきわめた。土地所有者は容易に交渉に応じようとせず、法外の賠償を強要する者や種々の口実を設けて価格を引き上げようとする者もいた。市当局と水道事業委員は、水道事業の必要性を説き、土地所有者と協議し買収を企図したが、到底円満な解決を見ることは不可能であった。

そこで、市は土地収用法により解決をはかることになり、大正2年6月30日、土地収用法による土地買収の認定を内閣総理大臣山本権兵衛に申請し、8月6日に認可を得た。その結果、市当局は水道事業委員会を招集し、今市町大字瀬川の導水線路及び浄水場用地と国本村大字戸祭の配水池・配水線路・送水線路用地の田畑山林などを買収することに決定した。水道事業委員の中から選出された5名(図1-7)は9月から買収交渉に当たったが、土地所有者の見込み価格と市当局の買収予定価格とは大きくかけ離れ、しばしば再考を促し承諾を求めたが、事態は進展しなかった。

一部の土地所有者の拒否に対しては、9月20日の県知事岡田文次の土地収用法に基づく土地細目公告により交渉を重ねた結果、つ

表1-3 土地買収の反別・価格

工種別	所在町村	地目	買収反別	買収価格(円)	段当価格(円)
配水池	国本村戸祭	山林	19.8.06	1,387.37	70.00
計	—	—	19.8.06	1,387.37	—
配水線	国本村戸祭	畑	6.13	116.00	180.31
	国本村戸祭	平林	1.7.06	342.27	199.00
計	—	—	2.3.19	458.27	—
送水線	国本村戸祭	田	1.3.03	509.80	389.16
	国本村戸祭	畑	1.5.15	236.50	152.58
	国本村戸祭	山林	4.04	29.18	70.60
	国本村戸祭	平林	3.16	35.32	99.96
	国本村戸祭	雑種地	6	3.00	150.00
計	—	—	3.6.14	813.80	—
浄水構場	今市町瀬川	田	9.8.18	3,450.98	350.00
	今市町瀬川	畑	16.2.07	4,055.76	250.00
	今市町瀬川	宅地	3.1.26	1,275.19	400.00
	今市町瀬川	山林	3.2.07	322.32	100.00
	今市町瀬川	平林	3.2.21	324.00	100.00
計	—	—	35.7.10	9,248.25	—
導水線路	今市町瀬川	田	5.0.03	1,759.59	351.00
	今市町瀬川	畑	29	29.00	300.00
	今市町瀬川	山林	2.2.07	222.31	99.99
計	—	—	7.3.09	2,010.90	—
累計	—	—	68.8.28	14,098.59	—

注1：『宇都宮市水道誌』153・154頁により作成

注2：数字は『宇都宮市水道誌』のままとした

いに同2年12月に至り水道用地の買収に成功した。これに関して、新聞は「市水道布設用地買収交渉は九月十日開始し爾来交渉中の処、本月一日に至り全部の承諾を得たり。(中略)不日全部登記を了する筈なるが、買収価格は時価の約五割増しにて総額一万二三千円に達すべく、該土地買収に付ては今市は鬼怒電会社、戸祭方面は猪苗代電気会社の影響を受け、買収の上に少なからざる困難ありしも、兎に角土地収用法を適用せずして円満裡に買収を結了したるは、担任委員の手柄と云ふべし」(大正2年12月5日『下野新聞』)と報じている。同3年には、今市町大字瀬川の浄水場設備用として田畑山林合計1畝14歩(約150㎡)を買収し、配水池用として山林5反3畝9歩(約6,300㎡)を、導水線路鉄管布設用として水田4畝26歩(約500㎡)を買収した。総買収反別は6町8反8畝28歩(6万9,000㎡)で、総価格は1万4,098円59銭であった(表1-3)。

水道公債募集の成立

幾多の難問を解決し、水道布設施工を目前にして最も苦心したのが公債募集であった。大正元年12月27日、「宇都宮市条例水道公債募集及び償還方法に関する件」が内務大臣大浦兼武・大蔵大臣若槻礼次郎より認可された。

市水道事業に要する同2年度の総予算額は65万7,964円で、そのうち国庫補助金3万円、県費補助金2万円、市費繰入金5,000円、雑収入2,964円を除く60万円は市債の収入により支弁することになった。しかし、日本銀行の高金利政策により金融界は逼迫し、市条例で決定した年利6分5厘(6.5%)で公債を引

き受ける金融機関はなかった。そこで市会の協賛を得て、条例を改正し普通貸借の方法で随時資金を調達することにした。利率は7分5厘以内とした。同2年4月22日、内務・大蔵大臣から資金調達の申請が認可され、6月25日には内務大臣原敬に公債115万円のうち30万円の低利金融を要請した。これに関して、新聞は「低利資金三十万円の供給を申請するに至れるが、果して申請通り供給を受け得るや否やは尚ほ不明の間にあり。若し全く之れが供給を受け難きことあらば、事業は為めに益々行悩まざるを得るに至るべく、殊に目下鉄管製造所は至つて閑散の由にて、(中略)市民中には漸く現当局者の手腕を疑ひ、批難の声を発つものあるに至れり」(大正2年8月9日『下野新聞』)と伝えている。

同2年9月8日、市長は市役所で興業銀行の頭取、宇都宮銀行の頭取・専務取締役、下野銀行の頭取・専務取締役と会見し、資金借入について交渉したが、三銀行は即答しがたく両三日の猶予をもとめ散会した。その後、9月16日、興業・宇都宮・下野銀行は目下金融界は一般的に逼迫しており、到底引き受けることはできないとの理由で本市の資金借入を拒絶した。

10月4日、水道事業委員会が開かれ、過日上京し帰宮した篠原定吉水道事業委員と齋田助役から市債募集の交渉の顛末について報告があった。齋田・篠原両氏は公債募集と一時借入の両案を携え、二、三の資本家と交渉したが、相手は条例に規定した利率6分5厘手取額面以上という虫の好いことを言い、金融界が逼迫している今日、到底耳を傾けるものではない、と述べた。公債によって水道事業費を調達するには、市会を招集し条例を改

正し、内務省の認可を得なければならず、「斯くては遅延に遅延を重ねたる事業は、益々遅延し且つ条例改正は益々市当局の無能を暴露し、(中略)只条例に規定せる一時借入の利率七分五厘一杯なれば成立し得べし位にて成立期間判明せず、交渉内容は尚ほ依然として、海のもの山のものとも分らざる由にて朦朧裡に解散したり」(大正2年10月5日『下野新聞』)と報じられた。

その後、市水道布設費は、日本興業銀行から低利資金10万5,000円の借入が内定し、最初の財政計画を変更することを迫られた。同2年12月24日の市会に付議し、議決を求めた内容は、起債金額10万5,000円、年利5分3厘で18年間の年賦償還というものであった。市会は水道布設費10万5,000円の日本興業銀行からの借入に関し、「起債及償還方法並に

公債募集及償還方法に関する条例中改正の件」を審議した。水道起債の経過についての質問に対して、市長は当座の支弁のため、利率6分9厘で栃木農工銀行から2万円、利率7分5厘で日清生命保険会社から5万円を借入、その償還期間は同3年3月とし、来年3月頃には経済も回復し起債を断行すると答えた。日本興業銀行からの10万5,000円の借入に関する償還方法および条例中の一部改正は、二、三の質疑応答だけで異議なく可決された。またこの間、東京の保険会社三社と交渉中であったが、同3年1月下旬に5万円、2月2日に30万円、2月5日に10万円合わせて45万円を年利7分5厘で借入契約が成立した(大正3年2月10日『下野新聞』)。こうして、一時借入金は東京の保険会社三社からの45万円に栃木農工銀行からの2万円、



図1-8 宇都宮市水道公債証書(昭和8年発行、宇都宮市蔵)

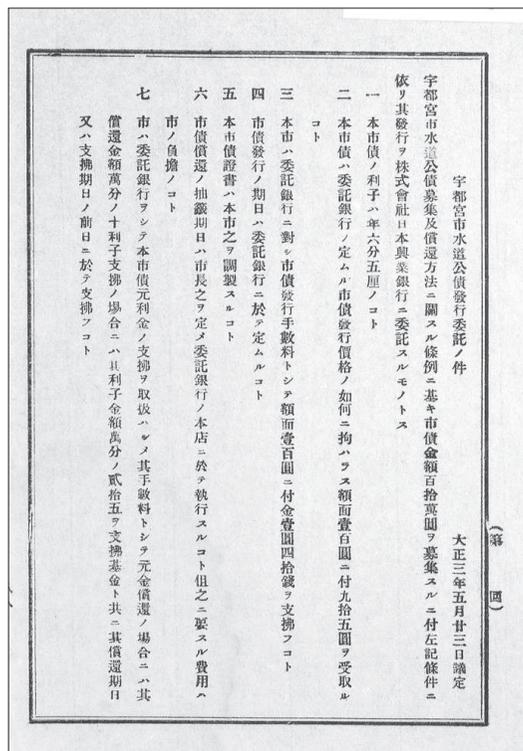


図1-9 「宇都宮市水道公債発行委託ノ件」(篠崎昌平家文書：栃木県立文書館寄託)

日清生命保険会社からの5万円を合わせ合計52万円になった。

一方、公債募集については、同3年3月17日、日本興業銀行より額面110万円、利率6分5厘、償還年限30カ年という条件で仮契約を結び、ようやく成立の条件が整った。これにより、3月26日、市当局は「公債募集及び償還方法に関する条例改正」を市会に諮り、起債交渉の内容や償還年次4カ年短縮に伴う市費繰入金の影響などの質疑応答を経て、満場一致で可決された。その後、主務大臣に公債募集契約の認可を申請し、5月22日、内務・大蔵大臣から認可が指令された。翌5月23日、市長は市会を招集し、提案した「宇都宮市水道公債発行委託の件」(図1-9)が可決され、日本興業銀行と本契約を結んだ。ここに懸案の公債募集の成立をみたのである。

水道事業にかかる組織の整備

水道布設は当市にとって空前の大事業であり、前述したように財政上の措置を講じながら、工事着工に向けて組織の整備が進められた。先ず、大正元年11月19日、市会は「宇都宮市臨時水道事務所設置の件」「宇都宮市水道布設事業委員規程」を修正可決し、「臨時水道事務所職員給料及報酬額規則」「臨時水道事務所職員旅費支給規則」を原案通り可決した。11月21日、「水道布設事業施行に関する条例」が公布され、従来の臨時水道調査部は廃止され、臨時水道事務所が市役所構内に開設された。この臨時水道事務所の開設をもって水道工事の着手とされた。

臨時水道事務所は水道布設に関する事務を処理するため、所長(市長兼任)、委員、理

事(1名)、技師(専任2名)、事務員(専任10名)、技手(専任14名)、工手(専任20名)で構成された。所長は所員を統括し、一切の事務を管理し、理事は市長の指揮をうけ技術以外の一般事務を取り扱った。委員に関するものが「水道布設事業委員規程」である。委員は市会議員9名、市公民中選挙権を有する者5名からなり(第2条)、市公債に関する事、工事施工及び順序方法に関する事、経費予算に関する事、土地買収その他物件の売買貸借等に関する事(第3条)などに携わった。委員の任期は1カ年とした(第4条)。この規程により、明治39年1月17日に制定された「水道臨時委員設置規程」は廃止された(附則第8条)。ちなみに所長は本多鎌吉市長が就任し、理事に齋田八次郎助役、技師に西出辰次郎が任命された。

水道事業委員選任に関する市会は、大正元年12月13日に開会される予定であったが、12月12日より市会議員による水道事業委員人選に関する協議会ではまとまらず、12月13日には市会議員一同に市長及び助役ら加わり協議し交渉を重ねた。しかし、公民中より選出すべき水道事業委員5名すらまとまらず、新聞は「公民中の委員顔触れさへ未だ妥協成らざる有様なるを以て、市会議員中より選任すべき委員の如きは更に要領を得ず、(中略)市役所内外には各派の運動員十数名其処此処に陣取り、協議会に於ける味方議員に声援しつつある有様にて、午後五時迄は市会開会の気配だに見えず」(大正元年12月14日『下野新聞』)と報じている。結局、円満なる妥協を遂げ、公選によらず議長指命選出による斡旋^{あつせん}もその甲斐なく、12月13日の市会は、ようやく午後4時半に開会し、市公民から5名と市会議

員から9名の計14名の水道事業委員を投票により選出した。閉会は午後7時20分であった。

臨時水道事務所は、一時の臨時建築物であるばかりでなく甚だ狭く、使用に堪えない状態であったので、早急に現在の仮水道事務所の南に事務所を新築する案が浮上した。同2年1月10日、水道事業委員会が開催され、臨時水道事務所建設の件について協議した。その結果、現事務所に接続して建坪48坪のものを建設し、現在の建物は製図室に充て、さらに鍛冶工場、雑具倉庫も同時に建設することになった。その工費は約3,000円を要した。2月19日、水道事務所、鍛冶工場並びに倉庫工事は、予定通り進捗し倉庫1棟はほぼ完成し、鍛冶工場も上棟を終了した。宿直室は従来市の物置小屋であったものを使用す

るため、建屋のまま移転に着手した。仮水道事務所に接続して建設する建物の基礎はほぼ竣工し、水道事務所職員は市役所の市会傍聴室に引っ越した。

同2年3月29日、市会は「水道徽章設定の件」(図1-10)と臨時水道事務所職員に関して「職員徽章及佩用規程」「宿直賄料支給の件」「職員文具支給の件」「職員勤務手当支給に関する件」「使丁其他被服給与規程」「職員支給規則」を原案通り可決した。このように、着々と組織の整備を実行しつつある中で、臨時水道事務所と附属建物が全部落成し、3月31日、引き渡しを完了した。翌4月1日、市役所から水道事務所を移転した。総工費は2,237円であった。技師室応接室は15坪、事務室は18坪、宿直室は8坪余、鍛冶工場は21坪、倉庫は10坪の全て木造建物で、屋根は事務室を除き外は不燃物でおおわれた(大正2年4月3日『下野新聞』)。

水道布設工事の準備

本市の臨時水道調査部の新任技師長西出辰次郎が、水源地の日光中禅寺湖及び今市地方を視察したのは大正元年8月であった。西出はこの視察を通して、次のような計画を思い描いた。水源地の水量は頗る豊富であり、取水口を今市町地内に設置し、今市用水より10分の1の水量を引用する。早魃の際に於ける補水は、中禅寺湖に仰ぎ吸水管を開放すれば、水道使用水の約4倍の水を供給できると計算し、剰余水は今市用水やその下流の大谷川からの引水で灌漑用水を利用する関係地に補給するとした。また、水道鉄管は日光街道に布設すれば、工事中は多少一般の通行を妨げることはあるものの、街道両側の並木敷

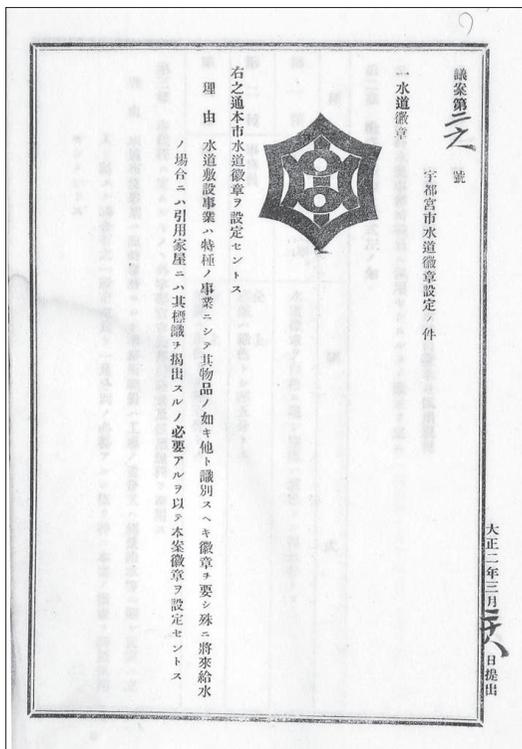


図1-10 「宇都宮市水道徽章設定ノ件」(篠崎昌平家文書：栃木県立文書館寄託)



図1-11 水道布設と諸設備 (大正元年11月11日『下野新聞』)

に空き地があり、これを通路に充てることにより解決できると考えた。工事着手の際には、直ちに鉄管の注文やセメントその他材料の購入をおこない、目下作図その他工事の下準備中で多忙をきわめた。なお、新聞は「鉄管等は十分の注意を加ふるにあらざれば、往々不正品を押付けられることあるを以て、当局に於ても該品受取に際しては、細心の注意を払ひ一々目方品質寸法につき厳密の調査をなし、更に水圧試験を行ひたる上受領をなす」(大正元年8月12日『下野新聞』)ことが肝要であると報じている。

同元年8月13日、市内旭町2丁目地内より水道布設の測量が着手された。また、水道布設工事の実施の暁には、工事現場の往復が頻繁となり、工事現場と市水道部との間に頻発する用件を書面または出張により処理するには、少なからず不便と不経済とを招くおそれがある。そこで、電話架設が不可欠であり、水道布設工事の着手前後に、本市と今市間に専用電話を架設する計画を立て設計調査に着手した。その工費は約1,200円を要した。その後、同2年1月、市と今市浄水場予定地間の専用電話の架設は、逋信省の認可を得た。間もなく沿道の日光街道・並木敷の使用を県

知事に申請し、認可と同時に測量を行い電柱の建設位置を定め、材料を購入して工事に着手する運びとなった。また、水道事務所より戸祭交番間の電話線は、旭町2丁目、松ヶ峰を経て女子技芸学校東側より西進し、さらに四条町十字街より右折し、一直線に本郷・清住・戸祭町を経て架設されることになった。なお、戸祭町以北は並木に沿って架設されることになった。こうして、水道布設にともない、電話が架設されたのである。

同2年2月21日、大正2年度市水道布設費歳入出予算案が市会に提出された。歳出予算は65万7,964円で、その内訳は工事費が56万5,156円、事務費が3万9,908円、公債費が4万2,900円、予備費が1万であった。また、歳入予算は65万7,964円で、その内訳は国庫補助金3万円、県費補助金2万円、市債60万円、市費繰入金5,000円、雑収入2,964円であった。2月27日、市会はこの歳入出予算案を修正可決した。

同2年3月ごろ、水道事務所が今市浄水場その他使用地の買収や工事の実施に関する調査をおこなっている折りに、石材関係者が水道鉄管に代わって大谷石材を用い、工費の軽減をはかる計画を立てた。しかし、東京の専門

家に試験を依頼したところ、大谷石は石質が脆弱^{ぜいじやく}で到底水圧に堪えられず、たとえ工費が多少軽減されても使用に堪えないことが判明し却下された。

視察と水道布設実施の認可

大正2年3月4日、市鑿泉研究所の会員松木敬三・神谷温作^{さくせん}・篠崎安平らは東京府下豊多摩郡落合村の地を選び、実地による鑿泉を試みるため上京し第1回の視察を行った。ついで、3月23日、同会員と齋田助役・西出技師・市会議員の一行20名は、落合村に於けるさく泉試掘の第2回の視察を行い、即日帰宮した。齋田助役と西出技師の二人は停泊し、翌3月24日、内務省に出向き、打合せ事項について協議し、その日の午後帰宮した。

同2年4月25日、市会は「市水道布設実施計画に関する件」を原案通り可決した。これによれば、水道布設費の支出は総計約121万円であった。市長は市会の決議に基づき、内務省に布設実施の認可を申請した。

いよいよ、水道布設工事は実施に向けて大きく動き出し、5月4日から5月14日まで、水道事務所の齋田理事・西出技師・小林信常技手、水道事業委員篠崎安平・青木仁平・村

山金平ら一行9名は、鉄管製造所視察のため関西地方に出張した(大正2年5月17日『下野新聞』)。

長期にわたる視察後、西出技師は齋田助役とともに、渇水期の中禅寺湖を視察し、予定の隧道式疎水の工法を変更して、大尻川を浚^{しゆんせつ}渌し点々と突出する石を除き、閘門^{こうもん}(水量を調整して水面を一定にするための堰)を設けてこれにより放水しようとする計画と伝えられた。しかし、市当局者は実施計画を内務省に提出し、今さら変更することなく、予定の隧道式により宮内省の認可を得て工事に着手すると言明した。

一方、市鑿泉研究所の松木敬三・神谷温作らは、河川式水道を鑿泉式水道に改めれば、市は経費50万円を節約できるとして、市当局と再三再四交渉した。市当局は西出技師・齋田助役・牧山衛生課長らを東京淀橋村伏木方面に起工中の鑿泉式水道の視察に派遣したが、同所では予期に反して効果を見ることはできず、一時工事を中止する有様であった。その後、多くの経験を持つドイツ人が工事を行うと、麗水^{れいすい}滾々と噴き出したという。鑿泉式水道を主張する所は、市水道準備工事はいまだ着手されず、日光中禅寺湖からの引水も認可されず、鑿泉式に改めればわずか3週間の日数で竣工し、経費も50万円を節約できるということである。これに関して、意見を求められた西出技師は「鑿泉水道が日本にて成功するや否や。成功するとしても日本の何処にも成功するや。宇都宮は如何、仮に予定の水が出るに至るも、夫れが永久的なりや否やを考へざる可からず。且つ鑿泉式水道は専門外にして是れが良否の断定も出来ず。また是れを研究をするとしても、市に是れに要する調査費なく

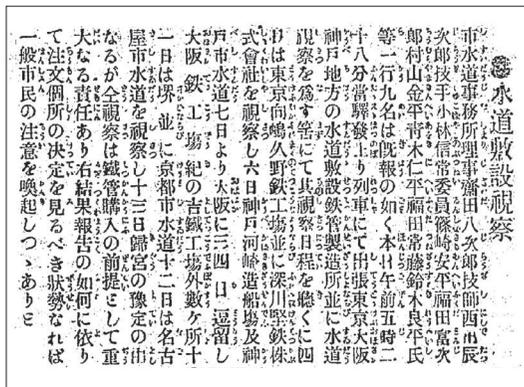


図1-12 水道敷設視察(大正2年5月4日『下野新聞』)

時間も無し」(大正2年6月13日『下野新聞』)と答え、水道の準備工事を休止することはいずれも出来ず、工事に手加減をすることはないと述べた。こうした最中、同2年6月27日、原敬内務大臣より市水道実施設計が認可され、7月25日には中禅寺湖の使用が宮内省より許可された。

鉄管購入と起工式

臨時水道調査部は、明治45年7月以来、水道鉄管に関し宇都宮駅前の運送店と交渉し、運搬請負見積を求めたが、当駅前運送業者らは鉄管は当然無競争で請負になると楽観し、交渉に容易に応じなかった。市はやむなく鶴田駅及び軌道会社と交渉し、鉄管の全てを鶴田駅におろし、軌道会社が運搬することに決定した。鉄管の水圧試験場も便宜上、鶴田駅の付近に置くことになり、地主から土地4町歩(約4万㎡)を借り入れることを契約した。大正2年8月には、鉄管の一部は製造所から輸送される手筈であった。しかし、宇都宮駅前運送業者らは猛烈な陳情運動を展開し、市当局は宇都宮駅北方の今泉踏切場付近に鉄管の水圧試験場を設け、公開して一般市民に縦覧させるのが至当であるとして、鶴田駅と軌道会社の運搬請負は見直しを余儀なくされた。結局、鉄管置場は今泉方面に変更することになった。同置場は宇都宮駅構内に属し、鉄道院に対し借地の申請を行い許可された。土地使用料は1カ年1坪に付7銭で、引き込み線の布設については、砂利及び枕木は市が負担することになった。

同2年8月27日、鉄管購入入札が市役所議事室で市長・技師・水道事業委員立ち会の上行われた。第1回の入札は参加者9名と

も全部予算超過のため、再入札を行ったが、同様に予算超過となり解散し、保証金は入札者に還付された。これに関し、新聞は「入札額差額僅少中には一厘一毛の相違なく、同業者間にて申合せなしたるものゝ如く、市に於ては追つて期日を定め再び入札を行ふ筈なるが、(中略)同業者の闇中飛躍は寧ろ今後にあるべく、今回の入札解散は即ち予定の順序とも云ふべく、鉄管購入に関し警戒を要するは夫れ今後にならんか」(大正2年8月28日『下野新聞』)と伝えている。

翌8月28日、市当局は臨時水道事業委員会を招集し、鉄管購買について協議した結果、最低額入札者に対して随意契約の方法により購買の方針を採ることになった。そして、大阪鉄工所主代理人と陸前釜石鉄工所東京支店長代理人の両名を市役所に招き、妥協の上第一種直形管(大鉄管)は釜石鉄工所、第二種直形管(小鉄管)は大阪鉄工所となり購買契約を締結した。8月29日、市長と釜石鉄工所・大阪鉄工所は本契約を取り交わし、鉄管の納期は150日間ないし400日間で、代金は納品次第支払うことにした。ちなみに、直形大鉄管4,965噸^{トン}842は総額32万1,786円62銭、直形小鉄管1,693噸334は総額10万8,373円37銭であった(大正2年9月3日『下野新聞』)。なお、第三種鉄管(異形管)94噸54の購買については、指名入札者との交渉で埼玉県川口鉄工所が1万777円56銭で供給することになり契約が成立した。

同2年9月15日、「臨時水道事務所処務規程」第5条により「工区分画」が次のように定められた。

第一工区 水源工事

- 第二工区 取水場工事(鉄管布設工事ヲ除ク)及浄水構場工事
- 第三工区 送水工事(線路築造工事ノ一部ヲ除ク)取水場工事ノ鉄管布設工事及配水本管布設工事ノ一部
- 第四工区 配水池構場工事、送水工事線路築造工事ノ一部
- 第五工区 配水工事(本管布設工事ノ一部ヲ除ク)
- 備考 浄水構場及配水池構場内ニ於ケル鉄管布設ハ特ニ工務部長ニ於テ臨機命スルモノトス。
(『宇都宮市例規類集』)

水道徽章を以て飾り、頗る壯観を極めたり)(大正2年12月7日『下野新聞』)と報じている。起工式では、本多市長の式辞、岡田県知事・村山市会議長の祝辞などがあり、その後宴会場で酒肴を饗し、万歳を三唱して午後1時解散した。当日は付近の参観者が多く、戸祭の原頭は時ならぬ賑わいを呈し、約500名を数えた。

翌12月7日、今市浄水場建設予定地で地鎮祭が行われ、宇都宮市長以下係員、市議員、今市町長、町会議員、小学校長、地主など93名が招待され、午後は今市小学校に於いて祝賀会が行われた(大正2年12月7、9日『下野新聞』、図1-13)。

工区は5区に分割され、第一工区に主幹技手清水貫一郎、第二工区に主幹技手鈴木熊男、第三工区に主幹技手志村録三郎、第四工区に主幹技手小林信常、第五工区に主幹技手田中増蔵、特種物品検査に主任藤原市二がそれぞれ任命された。

本市の水道布設工事は、前述したように、大正元年10月30日に布設が認可された。次いで同2年6月27日には実施設計の認可を得て、公債募集を除いて諸般の準備が整い、文字通り本格的な布設工事に着手できるようになった。そして、同2年12月6日午前11時、地鎮祭と水道起工式が国本村大字戸祭字長峰の配水場敷地で挙行された。新聞は式場の様子を「配水池敷地なる戸祭山上翠松の間に国旗及水道旗は、日光に映発して遠望頗る鮮かなり。宴会場は師団司令部東突当り日光街道東側約五百坪の原野に設け、天幕及周囲に紅白の幔幕を張り、入口の緑門は青竹にて作り、中央に起工式の文字を現はし、宴会場附近は国旗及



図1-13 宇都宮水道起工式(大正2年12月7日『下野新聞』)

2 水道工事の竣工と給水

水源補水場工事

水道布設工事は、直営工事と請負工事に大別され、沈澱池・濾過池・配水池の築造、導水・送水・配水鉄管の布設、諸雑工事は直営で、水源取入口の工事、諸建築工事は請負で行われることになった。先ず、水源補水場工事から見てみよう。

中禅寺湖水は、大尻川から大谷川へ流れ、今市町大字瀬川で大谷川より分水する今市用水路の取水口に至る。冬季や夏季の早魃に際し、その渇水対策として、中禅寺湖水の最低水位1尺5寸(約45cm)の箇所^{すいどう}に取水口を設け、毎秒10立方尺(約0.3m³)の水量を水門に導き、隧道を通過し大尻川に放水することに

した。水源補水場工事は、請負で施工することとし、使用するセメントは本市より支給された。請負工費は、1万3,200円であった。

水源取水口の工事は、大正4(1915)年5月26日から締切施工区域内の上土取り除きに着手し、7月下旬に柵杭打ち、締切土の詰め込みまで終了した。しかし、8月10日・9月10日の洪水に遭遇し、締切柵は水没し、締切土は押し流されるなどの被害を受けた。そこで、やむを得ず工事の順序を変更し、隧道貫通後の自然流下による排水後、工事を再開し12月28日に竣工した。

水門はすべて混凝土(コンクリート)造で、内部の一辺の長さ4尺(約1.2m)の正六角形擁壁を築造し、地上はこの外部の周囲に混凝土(コンクリート)で基礎をほどこし、上部に鉄製の柵をめぐらし、出入口の扉を建設す



図1-14 中禅寺湖の補水口工事の様子(『宇都宮市水道畧誌』〈福田輝家文書：栃木県立文書館寄託〉)

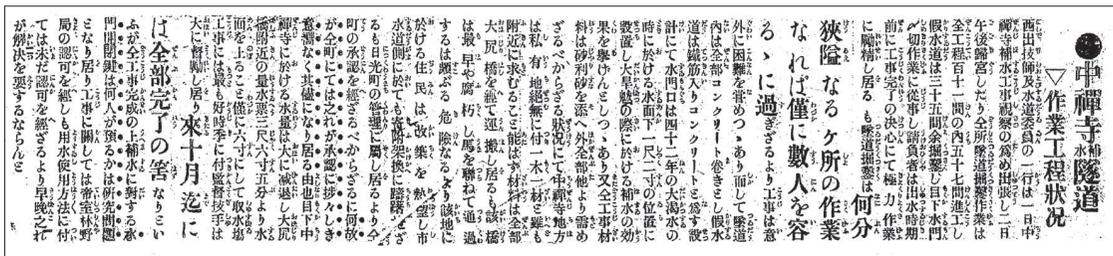


図1-15 中禅寺補水隧道の作業状況(大正4年8月5日『下野新聞』)

ることとした。水門の中央には、厚さ8尺(約2.4m)の鉄筋混凝土(コンクリート)の隔壁を設け、これに鑄鉄製の開閉器を取り付け、水量を調節することにした(図1-15参照)。

水門工事は、同4年5月19日、基礎の掘削に着手し、所定の深さより6尺(約1.8m)以上の箇所まで掘り下げたが、湧水が多く排水が困難となった。ここもまた取水口と同様に、隧道の貫通を待ち自然流下により排水することになり、一時工事を中止した。11月中旬に工事を再開し、12月28日に竣工した。湧水の多い時に地盤上に混凝土(コンクリート)を施したため、湖水面下の部分より水が浸透し、これを防ぐため再三の手直しを施した。しかし、その効果もなく、隔壁の下部周壁裾廻りに混凝土(コンクリート)で補修し、底部にはモルタルを塗り、ようやく浸透を防ぐことができた。

隧道工事は、同4年5月22日に下口より掘削に着手し、最初は予定通り進行したが、途中で予想外の硬岩が露出し、遅延を免れない状況になった。そこで、上下両口から掘削し、10月12日に至り貫通できた。隧道の長さは111間(約200m)で、工事日数は実に140日を要した。引き続き内部の混凝土(コンクリート)巻を施し、12月28日に竣工した。

取水場工事と浄水場工事

取水場の工事は、先ず導水線路の築造工事から始めることとし、大正3年8月1日に着手した。この工事は請負施工によるものであり、8月30日に竣工の予定であったが、線路布設中買収登記が抹消の箇所があり、一時工事を中止し、9月14日に竣工した。また、直営による護岸石垣12間(約22m)の築造、水抜土管8カ所の布設工事は、9月27日に着手し、何ら支障もなく順調に工事は進み、同4年2月23日に完了した。

導水鉄管布設の工事は、導水線路の築造と併行して進められた。先ず、鉄管試験場から14吋直形鉄管330本を浄水場構内に運搬し、同3年9月30日に着手し、同4年10月27日に竣工した。同工事の内、水量の多い2カ所の用水路下部を潜行する鉄管布設は、排水上至難の工事となり、仮用水路を設けるなどの方法によりようやく完了した。また、日光街道並木敷とこれに隣接する用水路を貫通する作業は、仮隧道を掘削し、杉並木の根本を損傷しないよう進めたため、予定以上の日数を費やした。

取水口の工事は、同3年11月19日に着手し、4月15日に竣工した。当初の計画では石室であったが、地質その他により混凝土室(コンクリート室)に変更し、その笠石は大



図1-17 今市浄水場沈澱池工事(『宇都宮市水道誌』)

谷川産の切石を使用した。また、砂溜築造も同時に着手し、同期間に竣工した。砂溜は当初曲線形であったが、取水場の地積や導水線路の連結上直線形に変更した。

浄水場構内の沈澱池工事は、床固工・練粘土工・混凝土工(コンクリート工)・膠泥上塗工・ブロック張立工・笠石工の順序で施工することとし、大正3年8月22日に着手した。こうした工法に基づき工事を進め、冬季間の

同3年12月下旬より翌4年3月までは作業を休止し、同4年10月3日に至り大部分の工事は終了した。引き続き入水井と開渠の内側に煉瓦の化粧積をほどこし、さらにその上部と沈澱池頭部に花崗岩の笠石を据え付け、周囲の土坡に張芝をほどこし、11月26日に沈澱池1カ所が竣工した。

沈澱池は設計では1カ所であったが、引入口が大谷川から分水する今市用水で、豪雨に

市水道工事

順調に進捗す

市水道工事は最近に於て積々順調に進捗し五月末日現在監督廳に對し報告したる工程は左の如し尙ほ中絶せざる事取水總工事は目下着手準備中なりと云ふ

▲浄水磚場 工事は本年三月四日着手以來沈澱池濾過池接合井、濾過非の床堀を了り其周囲の掘固工凡百七十二立坪の九分五厘通を進行し第二回土上たる沈澱池及濾過池の任上床掘總坪數五百四十三立坪の内百三十三立坪を進行せり本工事の内家屋建築工に屬するもの中セメント納屋建築工十六及門衛所並に倉庫新築工の二棟を竣成し事務所木造二階建坪數四百八十七坪の新工事は三部通り進行せり、本工事の従業員は技工手一名工事雇三名也

▲送水工事の施行區域上郡今市町大字瀬川より河内郡本村大字戸祭に至る間の河内郡篠井大字石那田より上郡賀郡今市町大字今市と河内郡大津村大字森友との境界迄を第一回飲管布設區として施行することし五月十三日石那田内田川橋附近より今市町に向て布設に着手せり五月末日迄に

し延長は四百二十間にして其埋深は十四時管二百十本なりとす本工事の従業員は技工一名工事雇三名なり

▲配水池構場 工事は第一回土工の内掘固工を了り配水池箇處の切取工を施行し其切取土坪は累計千〇七十七坪を進行せり該工事に關する家屋建築工は今其設計を了り近日中に着手すべく又電機機掃機据付工は近日中に着手すべく準備中なり本工事の従事員は技工一名工事雇三名工事雇二名也

図1-18 市水道工事の進捗状況(大正3年11月30日『下野新聞』)

際し取入口堰堤^{せきてい}を破壊する恐れがあった。そこで、非常時の災害に備え、さらに沈澱池1カ所を増設し、貯水上の万全を期すことになった。このため、設計変更を主務省に申請し、認可を得て同4年6月17日に増設工事に着手し、同5年5月16日に竣工した。

濾過池3カ所の築造の工法は沈澱池と同様に、同3年8月27日に着手した。沈澱池の工事と同じく冬季間は作業を休止し、ほぼ同4年8月23日に竣工した。全ての工事の竣工に先立ち、濾過池1カ所を作動させることになり、5月4日以来砂利及び砂の洗浄・搬入などの作業を施した。濾過池1カ所は9月に至り、濾過層の装置が完了し、数回にわたり試験的に濾過を行い、成績良好のため10月初めより送水を開始した。

その他2カ所の濾過池も引き続き濾過装置を施し、同5年3月20日に全て竣工した。

同4年5月25日、取水場構内の接合井と出水井は同時に着手され、11月30日に竣工した。接合井・出水井は設計では混凝土(コンクリート)製であったが、周壁を煉瓦1枚の化粧積にし、笠石^{かさいし}は混凝土(コンクリート)ブロックを花崗岩^{かこうがん}に変更した。また、出水井^{しゅつすい}は設計では上屋がなかったが、雨水・塵埃^{じんあい}の混入を防ぐため、鉄網混凝土(鉄筋コンクリート)造の円形上屋を設けることにした。

取水場構内の鉄管布設工事は、同3年9月11日以降3回に分けて断続的に作業が進められ、第1回目は同4年5月19日に終了した。第2回目は同3年11月26日に着手し、同4年10月29日に終了し、さらに第3回目は同4年8月17日に着手し、同5年3月23日に終了し、全ての鉄管布設工事は竣工した。

浄水場構内の諸建物工数の多くは請負で行われた。事務所の建築は大正3年3月3日に着工し、7月31日に終了し、セメント貯蔵用納屋と倉庫の建築は同3年3月2日に着工し、前者は5月2日に終了し、後者は5月4日に終了した。また、吏員^{りいん}公舎及びその付帯工事は同4年5月1日に着工し、8月17日に終了し、諸建物のほとんどは竣工した。こうした浄水場構内の諸建物の竣工とともに、セメント貯蔵用納屋は役目を終え、職夫^{しよくふ}公舎および取水場材料倉庫として建築され、同5(1916)年4月29日に竣工し、また、正門の建築も8月10日に竣工し、浄水場構内の工事はすべて完了した。

送水管工事

大正2年12月13日、市会は水道事業委員の選挙を行い、市会議員から旧委員7名、新委員2名を選出した。また、市公民の水道事業委員5名の選挙を行い、5名全員が再選された。市会議員選出の水道事業委員2名と名誉職参事会員1名は、日割りで交代して鉄管試験場に出向き、検査に立ち会うことになった。

同3年2月7日から2月9日にかけて、釜石鉄工所注文の18吋^{インチ}鉄管200本、14吋鉄管107本、大阪鉄工所注文の4吋鉄管290本、6吋鉄管57本が宇都宮駅に到着し、全て今泉の鉄管置場に運ばれた。川口鉄工所注文の異形管もまもなく到着することになった。その後、市水道用鉄管は続々と当駅に到着し、2月13日には鉄管搭載の6列車が到着し、鉄管は合計1,400本余に達した。2月16日、鉄管試験場の設備がようやく完了し、同試験場主任藤原技手・西出技師・志村技手・担当

市会議員・水道事業委員の立ち会いのもと作業は開始され、鉄管の長さ・傷の有無・重量の検査、水圧試験の順序で行われた。3月9日に於ける鉄管総計2,484本に対して不合格品は117本であった。試験済の14吋鉄管は、石那田・森友間に運搬し、18吋鉄管は第十四師団司令部付近に荷馬車で運搬された。

送水鉄管の布設工事は、全線を4区域に分けて施工された。今市浄水場内の出水井から今市町大字今市と大沢村大字森友の境界までを第1区とし、その境界から石那田の第5号接合井までを第2区とし、第5号接合井から上金井の第6号接合井までを第3区とし、第6号接合井から戸祭配水池までを第4区とした。

同2年7月19日、市当局は水道送水線及び配水線の道路使用許可願を県庁に提出し、ようやく同3年4月20日に今市より戸祭配水池までの県道使用許可が指令された。

同3年3月13日、第2区の石那田地内田川橋付近から今市町に向かって鉄管を布設し

たが、大沢村大字水無と同村大字森友は8月中旬より湧水が多く、殊に同所は道路が狭く排水溝を設けることができず、9月6日一時工事を中断した。

同3年9月8日、第1区の今市町内の布設工事に転じ、今市町と大沢村の境界から同町に向かって鉄管を布設し、何ら支障もなく順調に工事は進み、10月6日に完了した。さらに、10月7日より中止していた第2区の工事を再開し、前回と同様に連日湧水が多かったが、付近の山林所有者の承諾を得て、湧水を山林に排出し、12月10日に第2区の鉄管布設は完了した。

同3年12月14日より第3区の工事に着手し、同区内の河内郡富屋村に属する箇所は、同村青年団の協力により、その他は河内郡篠井村民の協力を仰いだ。第5号接合井から当市に向かって鉄管を布設し、同4年3月1日布設は完了した。富屋村青年団の活動について、新聞は「市水道送水線富屋村地内鉄管布設工事は既記の通り、十四日同村下徳次郎下並木

表1-4 接合井の内訳

名称	所在地	距離(間)	標高(尺)	管径(吋)
出水井	上都賀郡今市町大字瀬川		1,313.95	
第一号接合井	同 郡同 町今市	1,383.7	1,186.89	14吋
第二号接合井	河内郡大沢村大字森友	1,140.2	1,069.89	同
第三号接合井	同 郡同 村大字大沢	1,478.3	952.52	同
第四号接合井	同 郡同 村大字山口	2,001.5	833.54	同
第五号接合井	同 郡篠井村大字石那田	2,054.1	719.12	同
第六号接合井	同 郡富屋村大字上金井	2,643.3	577.32	同
配水井	同 郡国本村大字戸祭	3,889.7	520.00	18吋

注：『宇都宮市水道誌』を一部修正

より着手したる由なるが、同区域の人夫供給は同村青年団にて引受け、団員より四十名を撰拔し市の常備人夫十数名と熱心共同作業に従事し居れり」(大正3年12月17日『下野新聞』)と報じている。鉄管布設工事の進行を図るため、第4区の工事は第3区の工事と併行して進められ、同3年12月23日より配水池から第6号接合井に向かって着手し、国本村地内は同村在郷軍人分会と富屋村地内は同村青年団の協力により工事が進められ、同4年7月9日に布設は終了した。

送水鉄管の埋設工事が終了し、ついで6カ所の接合井築造とともに連結工事が同4年7月27日に着工し、10月7日に終了した。ここに送水鉄管布設工事は竣工した。一方、接合井築造工事は同4年7月7日に第1号接合井から着手し、順次第6号接合井まで進み、12月28日に竣工した。また、石那田の第5号接合井に隣接する田川水管橋の工事は9月12日に着工し、12月7日に竣工した。

配水池場工事

配水池場は、日光街道を北に距たる約7町余(約760m)の国本村大字戸祭の山上にある。適当な通路はなく、工事の資材を搬入するには、山上への輸送路を設け、送水・配水管布設用の専用道路を築造しなければならなかった。この工事は2回に分け、第1回目を直営、第2回目を請負として、大正2年11月30日に着手し、第2回目の工事が同3年4月3日に竣工した。その後、同3年5月4日、送水・配水線路を横断する用水路に対し、直営により土管・木樋の布設工事を行い、5月6日に完了した。

配水池の床掘その他の雑工事は、請負とし

同3年4月4日に着手した。掘削箇所は全て真土の予想であったが、意外にも地下18尺(約5.4m)の地点に大岩盤が露出し、6月4日より工事を中止した。綿密に調査した結果、設計変更を余儀なくされ、設計変更により工費予算額は1,092円余増額となり、7月14日に再び着手し、9月18日に至りようやく終了した。

配水池その他の築造工事に着手するには、先ず工事用材料機器の運搬設備を施す必要があった。そこで、日光街道沿いの資材置場から配水池場下までの約4町(約440m)余の専用道路に軌条(レール)を布設し、手押し車輛で輸送することにした。配水池場下より同場内に至る間は、急傾斜の坂道で人力による運搬は不可能なため、配水池場内に電動巻揚機を据え付け、下野電力会社の電力を利用して稼動し、諸材料・機器を運搬することになった(図1-18・19参照)。

配水池の床掘その他の雑工事がほぼ終了し、運搬設備も完備され、同3年10月30日に配水池の築造工事に着手した。配水池の当初の設計は、その容積は12万立方尺(約3,400 m^3)で、人口8万人に対し12時間の給水量を貯蔵するというものであった。しかし、実際掘削して見ると、地底の部分を除くほかは全て岩盤上に位置し、地底の部分を移動し配水池全体を岩盤上に設置し、将来増設することを想定し試掘を行った。その結果、この際配水池の容積を50%拡大すれば、貯水量も増大し給水上の安全を確保し、しかも工事で得策であると考えた。設計変更を主務省に申請し認可を得て、同4年3月27日、配水池全体に対する設計を変更した。同4年9月下旬、配水池の内部の工事はようやく終了し

た。その後、予定工事期間が122日延長され、同5年7月31日に竣工した。

他の配水池1カ所の床掘は、請負により施工する予定であったが、1名の入札者もなくやむなく直営に変更された。同4年4月12日、掘削に着手したが、予想外の硬岩が多量に露出し、工事に困難をきたし予定以上の日数を要した。また、冬季結氷期以前に終了するはずの混凝土工(コンクリート工)及び煉瓦積立工その他の工程に影響を及ぼし、工期延長が不可避となり、主務省の認可を得て竣工期を翌5年度に延長した。

配水井の築造工事は、同4年7月1日に着工し、床掘の上底部に基礎工事を施し、順次側壁を築造し、同4年11月20日に竣工した。また、配水井は設計では上屋がなかったが、雨水・塵埃などの混入を防ぐため、今市浄水

場内の出水井と同型の上屋を設けることにした。

配水場内の浄水管・排水管の布設工事は、配水池・配水井の工事の進行に伴い、断続的に行われた。同4年3月7日に着手し、同5年3月20日竣工した。配水池の鉄管は、初め配水池の壁外に布設する設計であったが、岩盤露出のため工事は困難をきわめた。これに加えて、将来鉄管の修理又は布設替えをする場合は、多大の費用を要し、設計を変更する方が得策と考え、配水井と鉄管布設の位置を転移し、送水管・配水本管を配水池に据え付け、排水管は配水池壁混凝土(コンクリート)中に埋設した。

配水管工事

配水線工事の概要は、大正6(1917)年6

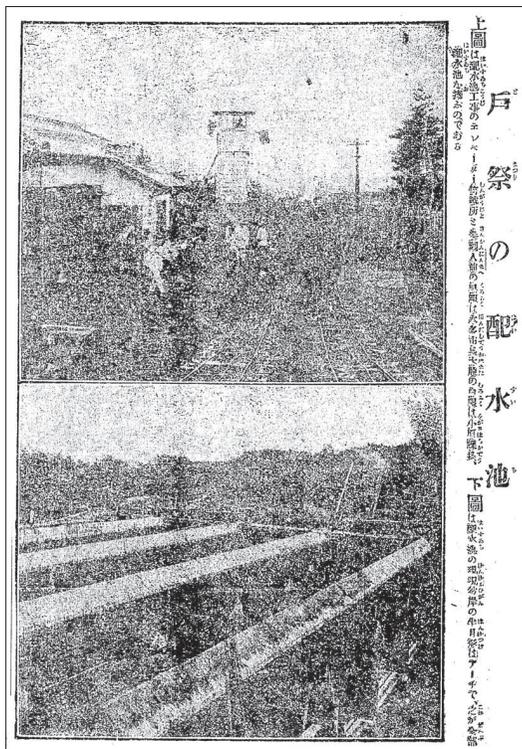


図1-18 戸祭の配水池(大正4年7月26日『下野新聞』)



図1-19 戸祭配水池築造工事材料を運搬(『宇都宮市水道誌』)

月28日発行の『宇都宮市水道誌』によれば、次のようである。まず、配水本管は、内径20吋の鉄管を用い、国本村大字戸祭の配水池場を出て、18吋の送水管と併行して山腹を下る。釜川の下流を横断した配水本管は、既設の水道専用線路324間(約589m)を経て日光街道に至る。この間、6吋の鉄管一条を右方に分岐し、国本村地内の第十四師団司令部、歩兵第五十九連隊、歩兵第六十六連隊、衛戍病院^{えいじゅう}に給水する。日光街道に至った配水本管は、333間(約605m)を経て本市戸祭^しに達し、6吋の鉄管を分岐し、陸軍兵器^{しやう しちやうへい}支廠、輜重兵^{やほう}第十四大隊、騎兵第十八連隊、野砲兵第二十連隊、衛戍監獄に給水し、5吋並びに6吋の鉄管で市内材木町の配水管に接続する。

市内における配水本管は、戸祭町から清住町に入り6吋の鉄管を右方に分岐し、日光街道及び第6号国道(現在の国道119号)の材木町以西の各町に給水する。その後、配水本管は本郷町に達し8吋の鉄管を左方に分岐し、伝馬町より上河原町に至り、第6号国道以北の各町と日光街道以東の各町に給水し、本管は18吋の鉄管に切り替える。そして、新石町において6吋の鉄管を右方に分岐し、第6

号国道中の伝馬町・杉原町以南の各町に給水して、再び14吋の鉄管に切り替え、馬場町明神前において6吋の鉄管を右方に分岐し、第6号国道中の相生町・上河原町以南の各町に給水する。さらに、12吋の鉄管の最小本管となり、田川を超えて南方に6吋の鉄管と北方に5吋の鉄管を分岐し、田川以東の各町に給水する。この最小本管は、田川の宮の橋に鉄柱3基を建設して架設する水管橋を通過させることにした。宮の橋の水管橋が被災した場合もしくは修繕などに際し、川向町一帯が断水する恐れがあり、その予備として宮の橋下流の押切橋の際に、鉄柱2基を橋脚とする水管橋を架設し、4吋の鉄管で配水することとした。

市内の配水鉄管布設工事の内、配水支線工事は、配水区域ごとに個別に施工することになった。第1回は大正3年5月29日、第2区線の清住町桂林寺前より着手し、木幡町入口より順次南下し、西大寛町・大寛町・西原町を経て伊賀町に至り、さらに新石町・境町に布設し、その後転じて南新町より順次北上し材木町に至り、7月25日に終了した。第2回は同年7月26日、第3区線の四条町から始め、三条町・二条町・一条町・松ヶ峰町

表1-5 配水支線の分区

分区	区域の内訳
第1区	小袋町・上河原町・大工町・千手町・相生町・馬場町・杉原町・池上町・小伝馬町の各町以北、本郷町・清住町の各町以東、戸祭町・東塙田町の各町以南
第2区	本郷町・新石町・材木町・挽路町・茂登町・蓬萊町・大黒町・歌橋町・熱木町・南新町の各町以西、南新町・西原町の各町以北、西原町・西大寛町の各町以東、木幡町以南
第3区	四条町以東、伝馬町・池上町・杉原町の各町以南、鉄砲町・旭町1丁目の各町以西、下河原町・花房町の各町以北
第4区	馬場町・旭町1丁目・中河原町の各町以東、小袋町・大工町・千手町の各町以南、中河原町以北
第5区	今泉町以南、元今泉町・宿郷町の各町以西、川向町・築瀬町の各町以北
第6区	戸祭町・歩兵第五十九連隊以南、西原町・西大寛町の各町以西、野砲兵連隊以北、輜重兵大隊、騎兵連隊、陸軍糧秣廠以東

注：『宇都宮市水道誌』より作成



図1-20 配水管第1区図。現在の大通りより北、宇都宮二荒山神社を中心とした区域(福田輝家文書：栃木県立文書館寄託)



図1-21 宇都宮市及第十四師団全圖(明治42年、個人蔵)

を経て河原町・下河原町に至り、さらに旭町2丁目を北上し江野町・鉄砲町に達し、9月28日に完了した。第3回は同年9月21日、第1区線の泉町より始め、第3区線の各町を経て小袋町に至り、11月27日に終了した。第4回は同年11月28日、第4区線の下河原町より着手し、大町・石町・元石町・大工町を経て小袋町に達し、同4年1月24日に終了した(表1-5参照)。

鉄管の布設後について、新聞は「国県道に埋没後の余分の土は県当局の監督権薄弱なるため、市道路に運搬して敷きロールせざるは勿論、砂利敷を為さざるため僅少の降雨にても泥濘となり、加之大土塊大石転々して歩行難渋を極め、児童少女の如きは殆ど通行し能はざるの大悪路となれる」(大正3年10月2日『下野新聞』)と報じている。

第3回の配水支線の施工と同時に、配水幹線の布設工事を行うことになった。同3年10月10日、本郷町から布設に着手し、順次北上して戸祭町に至り、さらに池上町から伝馬町に布設し、転じて馬場町・大工町などを経て小袋町に至り、同4年3月16日に完了した。第5回は同3年12月22日、配水幹線の残りの工事で、国本村大字戸祭の日光街道東側の水道専用線路入口と配水池正門間を布設し、同4年2月18日に終了した。第6回

は同3年12月15日、配水幹線の連結工事で、市内戸祭町・水道専用線路入口間と日光街道の布設に着手し、同4年3月16日に完了した。ここに、配水幹線の9割の布設が完了し、残すは都橋・宮の橋の水管橋、小袋町の暗渠と配水支線各区との連結工事のみとなった。

第7回は同4年1月25日、第5区線北端の今泉町に始まり、順次南下し川向町・宿郷町を経て築瀬町に至り、3月3日に終了した。第8回は同年3月4日、西原町に始まり戸祭町に至り、転じて河内郡姿川村・城山村の兵営前を経て国本村境に達し、3月31日に完了した。ここに、配水管支線の各区個別の布設は終了した。第9回は同年4月1日、各区線の連結工事、制水弁函の取付、消火栓の据付などの作業に着手し、9月29日に終了した(図1-22参照)。

第10回は幹線・支線に介在する橋梁水管連絡工事、第11回は河原町遊郭内道路と県庁東西両側道路への配水管布設、第12回は水道事務所構内への水圧試験用の鉄管布設、第13回は人家が少ない箇所と給水設備者がいない見込みの公道への配水管布設、第14回は二荒山神社境内の消火栓用鉄管の布設、第15回は市内第6号国道の内、新石町から千手町に至る間は道路幅員が10間(約18m)も

水道工事工程(四)

▽先月末に於ける

△配水工事は市内全部に亘る
 街路鐵管布設にして其配水全線を六
 布設區に分ち施行することとし先づ
 第二區線の清住町桂林寺前小袋町入
 口より本年五月二十九日始めて工を
 起し七月二十五日を以て第二區線の
 全部鐵管埋没を終り十月三十一日を
 以て道路上面修理作業を終りして
 全く竣功せり此布設延長は四千七百
 六間三分餘にして埋没鐵管は通計二
 千六百十本内四吋直形管千五百四
 十三本五吋直形管百三十一本六吋
 直形管七百九十本異形管各程百四
 十六本制水弁二十五箇にして布設し
 たる町名は小幡町西原町大宮町西大
 宮町堀路町木町新石町茂登町築
 町大黒町歌橋町伊賀町熱木町南新町
 の十四ヶ町なり第二區線布設竣功に
 次で

△第三區線布設を本年七月
 二十六日より着手し九月二十九日を
 以て鐵管埋没を下り目下道路上面
 修理作業を九分五厘進み進行し鐵管
 布設の總延長は六千八百七十七間四
 分にして其町名は四條町三條町二條
 町一條町松峰町旭町一丁目杉原町
 江野町茂登町河原町旭町二丁目
 目下河原町の十三ヶ町にして布設
 管の通計四千三百七十五本に達し内
 四吋直形管二千七百七十五本五
 吋直形管五百八十八本六吋直形管八
 百五十六本異形管各程二百三十一本
 制水弁四十四ヶなり

図1-22 水道工事工程(四)(大正3年11月30日『下野新聞』)

あり、鉄管布設側の反対家屋に対する配水副管の布設、第16回は給水設備申込者増加分の配水管延長工事で、第10回の工事は同4年8月16日に着工し、第16回の工事が竣工したのは同5年9月17日であった。こうして、ようやく全て市内の配水管布設工事は竣工した。

水道使用条例の制定

市の水道布設事業は、大正4年9月にほぼ完了し、10月から給水を開始する予定であった。これより先、市当局は特別委員会を設けて水道使用条例を起草した。この条例案は、第1章通則、第2章専用栓、第3章共用栓、第4章料金及工費、第5章違背者処分、第6章附則の6章67カ条からなり、手続き上遺憾がないようにした。ついで、水道事業委員会を開き慎重に審議し、同4年4月20日、市参事会を招集し条例案を付議した。起草者と市参事会の間に「給水の大方針に付意見を異にするあり。水道使用の普及上より云へば、市の経済の許す限り料金を低下するが最良の策たるは云までもなく、専用栓及共用栓使用者の資格を定むるに付ては、市住民の生活状態に十分なる研究」が必要であり、さらに「調査改案の上再び水道委員会の審議を経て参事会の審査に附す」ことになった(大正4年4月23日『下野新聞』)。

4月27日、市の水道事業委員会は水道使用条例案ほか数件を協議し、5月5日には特別委員会と市参事会が合同で、条例修正について熟議した。市の理事・参事会員・水道事業委員が慎重審議した結果、意見の一致を見るに至り、5月10日、水道事業委員会は、最初の草案に対して若干の修正を加え、水道

使用条例案を可決した。その主な修正点は、当初の「給水設備ヲ要スルトキハ其家屋所有者又ハ地主ヨリ請求スヘシ」(第14条)に「但家屋所有者ノ承認ヲ得、居住者ヨリ請求スルコトヲ得」を追加し、「給水料及使用料ハ毎月下旬之ヲ徴収ス、但半箇年又ハ一箇年分ヲ予納スルコト得」(第55条)を「給水料及使用料ハ給水使用者ヨリ毎月下旬之ヲ徴収ス、第十四条但書及第二十六条ニ該当スル者ハ連帯責任トス」と改めた。

同4年6月2日、市会は、5月28日提出の宇都宮市水道使用条例を修正可決した。その一部を次に掲げる。

宇都宮市水道使用条例

第一章 通則

第一条 宇都宮水道ノ給水区域ハ宇都宮市及宇都宮屯在陸軍官衙軍隊トス。

第二条 給水ノ方法ヲ分テ左ノ二種トス。

一、放任給水 水量ヲ計ラスシテ供給スルモノ。

二、計量給水 水量ヲ計リテ供給スルモノ。

第三条 給水ノ設備ヲ分テ左ノ二種トス。

一、専用栓 一戸ノ専用ニ属スルモノ但放任給水ニ限り特ニ本市ノ承認ヲ経テ二戸以上連合シテ設置スルコトヲ得。

二、共用栓 専用栓ヲ備フル能ハザルモノニシテ数戸ノ共用ニ属スルモノ。

第四条 給水設備トハ止水栓又ハ制水弁ノ接続点ヨリ流末ニ至ル迄ノ給水管及給水用具ヲ総称ス。

第五条 給水ノ目的ヲ分テ左ノ四種トス。

一、家事用水 普通家事ニ使用スルモノ。

二、営業用水 各種ノ営業及職業ニ使用スルモノ。

三、特別用水 噴水、瀧、池等ノ娯樂並動力、工事、興業其他一時的ニ使用スルモノ。

四、防火用水 火災消防ニ使用スルモノ。

第六条 前条第一号、第四号ハ放任給水トシ第二号、第三号ハ計量給水トス。但使用水量ノ多寡ニ因リ本市ハ特ニ給水方法ノ変更ヲ為サシムルコトアルヘシ。

第七条 官公署、軍隊、学校、病院、会社、銀行、集会所、社寺、教会其他団体等及多量ニ水ヲ使用スルモノト認ムルモノ、給水ハ計量給水トス。

(中略)

第十二条 水量ニ剰余アル場合又ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一条ニ定メタル区域外ニ給水スルコトアルヘシ。

(中略)

第三十八条 左ノ資格ノ一ニ該当スルモノハ共用栓ノ給水使用者タルコトヲ得ス。

- 一、直接国税五円以上ヲ納ムルモノ。
- 二、一箇月賃貸価格七円以上ノ家屋ニ居住スルモノ。

第四章 料金及工費

第三十九条 前条ニ該当スルモノニシテ専用栓ニ抛リ難キ事情アル場合ハ本

市ノ詮議ノ上一時共用栓ノ使用ヲ許可スルコトアルヘシ。

(中略)

第四章 料金及工費

第四十五条 放任専用給水料金ハ左ノ如シ。

一、一戸内一栓人員五人迄一箇月金五十銭トシ一人ヲ増ス毎ニ金五銭ヲ加フ。

二、支栓ヲ設クルトキハ一栓毎ニ一箇月金貳拾銭トス。

三、牛、馬ハ各一頭ニ付一ヶ月金五銭トス。

二戸以上連合ノ場合ト雖モ前項ニ依リ計算ス。

第四十六条 共用栓給水料ハ一戸ニ付一箇月金拾五銭トス。

第三十九条ニ該當ノ給水料ハ一戸一箇月金參拾銭トス。

共用栓総代人ノ給水料ハ之ヲ免除ス。

(後略)

(福田輝家文書(栃木県立文書館寄託))

念願の給水

市内の井戸数は、明治42年において2,487カ所あり、そのうち佳良水^{かりようすい}が18カ所、甲が219カ所、乙が977カ所、丙が963カ所、不良水が310カ所であった。以来6年間に人口は増加し、井戸数は少なくとも四、五百カ所の増加をとげ、甲乙丙の3等の井戸に対し6年間1回も水質検査を行わなかった。市当局は、今年は即位の大典があり、且つ東照宮300年祭もあり、新井戸の水質を検査し、不良水の飲用を禁止することにした。そして、

旧井戸は同42年の検査成績により、良水不良水の標札を立てさせ、不良水に対しては飲用を禁止する措置をとることにした。これに対し、新聞は「六年前の検査により良水と検定されたる井水必ずしも良水ならず。不良水及必ずしも不良にならざるに、全部の水質検査は容易ならずとして、六年前の検査の成績に信を置かんとするは、衛生に忠ならざるの観あり」(大正4年6月26日『下野新聞』)と報じている。

大正4年8月10日、市水道使用条例は、第12条の全文の削除を初め、第14条の「但家屋所有者ノ承認ヲ得、居住者ヨリ請求スルコトヲ得」を削除し、その他7カ条にわたって字句の修正を加えた上で、主務省から認可され、8月14日、県庁を経て指令書が交付された。これを受けて、9月7日、市当局は水道使用条例施行細則を定める件と水道給水始期に際し特例を設ける件を市会に付議し、市会は同日前者を修正可決し、後者を原案通り可決した。

同4年9月4日、西出技師は藤原技手を従え、鈴木第二工区・志村第三工区両主幹並びに多数の工夫・職工を指揮し、県技手の立ち会いの上、今市浄水場より大沢村大字大沢字御殿までの第1回通水試験を施行した。通水による吐水は全部御殿付近の池沼に落下し、同日の成績良好の場合は第2回目の下流通水試験まで通水鉄管内部の掃除を継続することにした。

市当局が給水に向けて、その準備を着々と進めている最中、同4年9月19日、水道事務所が新築されることになり、その地鎮祭が市役所西側の敷地で執行された。この建物は建坪76坪の2階建てで、西に面し北隅に高塔を築き、その柱形の頂点まで48尺(約



図1-23 水道通水試験(大正4年10月2日『下野新聞』)

15m)の高さを擁するという。素材は全部石材からなり、外部はテラコッタ張り、内部は白漆喰仕上げとした。工費は1万2,400円を要し、竣工後は市役所とともに旭町の偉観と期待された(大正4年9月20日『下野新聞』)。

同4年9月30日、雨の中、第2回の送水線の通水試験が大沢御殿から石那田坊村橋まで行われ(図1-23参照)、通水に関して何等故障もなく、10月5日に石那田の第5号接合井までの通水を行い、また、石那田と配水池間の通水を行うため、10月7日、西出技師以下工区員は雨の中その準備を整え、通水を始めると配水池に勢い勇ましく水は貯蔵された。これに関して、新聞は「通水程心配なものはない、千日の労力を一貫に欠くのみならず、兎角の批難に包まれねばならぬ。乃ち鉄管の破裂、漏水等の為め飛んだ目に遭ふ、広嶋では二十四吋鉄管が大音響と共に破裂して、一面の泥海と化した大騒ぎがあり、(中略)通水は水道屋の命を縮めさせる大問題だと語り合っていた」(大正4年10月8日『下野新聞』)と伝えられている。

10月8日、通水試験が西出技師の指揮の下で、市内本郷町から小袋町までの幹線に対して施行された。吐水は宮の橋において田川

に落とし、各要所で検査をしたが何等異状もなく、成績良好であり技術員は安堵した。さらに、第2区線の市役所から四条町間の支線の通水試験を行い、水道事務所前・高等小学校西及び監獄署前通りで、消火栓にホースを据え放水を試みた(大正4年10月10日『下野新聞』)。

市水道事務所は、通水試験と併行して、4名の事務員を市内に派遣して専用栓給水の勧誘を行い、11月23日までに申込者は1,156人に達した。給水設備の工事は、工費納付の順位により施工した。専用栓、共用栓の申込者は、給水日より向こう6カ月の給水料金が免除される特例(第1回専用栓申込者は8カ月)が与えられた。また、給水設備費は2カ年間に支払うこととし、共用栓は4月30日まで公衆の無料使用を認めた。しかし、免除の特例が適用される申込期限の11月30日までに、共用栓を申し込んだ者は1,000人余で、市当局が予想した約3分の1にしか過ぎなかった。なお、水質試験は、川上技手が担当し、12月下旬までには十分な濾過作用をあげ、清浄なる大谷川の水を供給できるとした。

水道布設の工事もほぼ完了し、いよいよ大正5年3月1日から念願の給水を開始した。同5年7月29日、市会は「臨時水道事務所設置規程廃止の件」を可決し、新たに「宇都宮市土木委員規程の件」を可決した。土木委員5名は市会議員から選出され、水道部予算に関する事や水道事業に関する事などに携わった。臨時水道事務所は7月31日をもって閉鎖され、翌8月1日より宇都宮市水道部として事務を開始することになった。

Colum 水を求めて —宝木用水と新川用水の開削—

江戸時代宇都宮城下の西に広がる原野を西原といった。そこは火山灰台地であり、降った雨は地下深く浸透し、水の便が悪く、長らく未開の地であった。西原が開発されたのは、江戸時代寛文年間(1661~72)であり、新たに「西原十か新田」と称する藤岡、西岡、江黒、細谷、足次、高谷林、野沢、仁良塚、山崎、中丸の10の新田集落が形成された。

新田を開いた住民の出身地の多くは、現在の群馬県板倉町、同館林市、栃木市藤岡町などの渡良瀬川流域であり、彼らは渡良瀬川の度々の



宝木用水神社(徳次郎町)

洪水に悩まされた。そこで洪水のない土地での生活を求めてやってきたが、今度は水不足に悩まされた。「十分な水が欲しい」、新田住民の長い間の願いが叶えられるようになるのは、新田誕生後実に180年近く経ってからである。住民たちは台地の北を流れる田川に目を付けた。徳次郎地内に堰をつくり、そこから台地上に水を引くようにしたのである。安政2(1855)年仁良塚の名主岩崎長左衛門と西岡(現在の宝木本町)の名主高橋勇右衛門は、二宮金次郎(尊徳)に徳次郎から西原十か新田の山崎に至る用水路の設計を依頼。金次郎は早速田川の新堀から引水する測量見聞を開始し、同年設計書が完成。翌安政3(1856)年設計書も完成し、水路工事を始めようとした矢先の安政3年、二宮金次郎が今市(現在の日光市今市)の陣屋で亡くなり、工事は中止となった。

新田住民の願いは捨てがたく、安政5(1858)年仁良塚の名主長左衛門と西岡の名主勇右衛門は、高谷林、足次、藤岡、仁良塚、西岡の五か村の協力を得て、工事の再開を願い出るとともに、金次郎の弟子であり真岡代官所の役人でもある吉良八郎に工事を依頼した。翌安政6(1859)年、吉良八郎の監督のもと、田川に築いた徳次郎堰から中丸の溜池に至る延長3里(約12km)の用水が完成し、新田住民の長年の念願がようやく実現したのである。なお、用水は当初「五か村用水」とか「新堀」等と呼ばれ、後に「宝木用水」と呼ばれるようになった。

こうして完成した宝木用水に着目した者がいた。宇都宮市南部の江曾島の農民飯塚政蔵等である。江曾島の集落は、西原十か新田等と同じ宝木台地上あり、大部分が畑であり、水田は台地に刻まれた狭小な谷にある。しかも水田を潤す水は、滝谷町の滝尾神社境内の湧水と神社の下流2kmの地にある西溜の湧水を合せた水を水源としたものと、カワラケ沼の水を水源としたものであり、ともに水量に乏しく日照りが続くと枯れてしまうという状態であった。

明治10年代に入り、飯塚政蔵等は水不足による村の疲弊立て直しを図り、宝木用水からの引水

を考えた。明治18(1885)年、飯塚政蔵等は仁良塚の岩崎団吉等に宝木用水からの延長を申請。同27(1894)年、西岡以南において五か組(旧五か村)との末流引用契約を締結し、当時の宇都宮市街地の西の端を通るように江曾島までの水路を開削した。

用水は六道で分流し、ひとつは西に流れ、滝尾神社の湧水から流れ下る川に落とし、もうひとつは東側に流れ西原小の西側から富士重工宇都宮工業所敷地を貫流、陽南中東側付近で従来の水路を流れ下り、江曾島町南端で東西分流が



新川用水(六道付近)

合流する。こうして宇都宮市街地西部を貫流し、江曾島までの新しい用水が築かれた。そこでこの用水を「新川用水」、通称「新川」と称したのである。

宝木用水は、途中約1kmごとに分水堰を設けて左右に分水して田畑を潤し、余った水は本流に戻された。また、新川用水にもいくつかの堰が設けて分水され、下流の新町および江曾島の田畑を潤した。このように宝木用水および新川用水は、流域の田畑を潤したが、川沿いの住民にとっても生活用水として大いに利用された。両用水とも当初は、赤土丸出しの素掘りであり、ところどころに土が崩れないように杭で押さえた程度であった。簡単に堀に降りられることから川沿いの各屋敷では水路に洗い場を設け、農具や野菜、あるいは鍋釜等を洗った。また、戸祭付近では所々に共同の大谷石を敷いた大きな洗い場を設け、農耕で汚れた馬の体を洗ったり、暮れには障子等を洗ったものである。この他に、水車を設置して杉線香作りや米搗きや粉挽き等を行い、また昭和の一時期には流れを利用して染物業を営む家もあった。

このように宝木用水および新川用水は、農業用水のみならず流域の人々の暮らしに様々な恩恵をもたらしたが、第二次世界大戦後その役割を大きく減じた。中でも新川用水は、昭和40年代に入ると、流域から生活雑排水や工場廃液等が流れ込みドブ川と化した。一方、道路がコンクリート化され、周辺一帯が宅地化されることにより雨水が集中的に流れ込むようになり、大雨時には溢れ出すこともあった。現在は大半がコンクリート化され、暗渠化された部分もありその姿は大きく変わった。

